

官 報 (号 外)

育成支援対策の在り方等について質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取いたしましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して島田智哉委員より反対、自由民主党及び公明党を代表して中村博理事より賛成、日本共産党を代表して小池晃委員より反対、社会民主党・護憲連合を代表して福島みづほ委員より反対する旨の意見がそれぞれ述べら

事務局職員定員規程の一部を改正する規程案のとおりとする旨の決定がございました。

その詳細は会議録によつて御承知願います。
質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主

○議長(扇千景君) 本規程案に賛成の諸君の起立

を求めます。

○議長(扇千景君)　過半数と認めます。

よって、本規程案は可決されました。
本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十三分散會

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(扇十景君)　間もなく投票を終了いたしました。
——これにて投票を終了いたします。

○議長(扇千景君)　投票の結果を報告いたしま
〔投票終了〕

投票总数

新編類聚

反対 よつて、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

—

○議長(扇千景君)　この際、参議院事務局職員定

員規程の一部改正に関する件についてお諮りをいたします。

議長は、本件につきまして議院運営委員会に諮りましたところ、議席に配付いたしました参議院

平成十八年三月三十一日 参議院会議録第十二

参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

木庭健太郎君	魚住	汎英君
竹中	平藏君	
山谷えり子君		
野上浩太郎君		
二之湯 智君		
野村 哲郎君		
有村 治子君		
中川 雅治君		
河合 常則君		
権名 一保君		
山内 俊夫君		
山下 英利君		
藤野 公孝君		
段本 幸男君		
田村 公平君		
伊達 忠一君		
阿部 正俊君		
鈴木 政二君		
松村 龍二君		
中原 爽君		
景山俊太郎君		
松田 岩夫君		
佐藤 泰三君		
若林 祥肇君		
鴻池 清水嘉与子君		
吉田 博美君		
亀井 郁夫君		
水落 敏栄君		
田村 秀昭君		
田村耕太郎君		
秋元 司君		
松山 政司君		
加治屋義人君		

狩野	山崎	山崎	狩野	安君
堺掛	中村	岡田	愛知	正昭君
未松	西島	西島	治郎君	廣君
中村	小池	荻原	信介君	
中村	中川	岸	博彦君	
中村	田浦	世耕	英利君	
中村	常田	閑口	正勝君	
中村	小泉	田浦	信夫君	
中村	溝手	國井	健司君	
中村	三浦	吉村剛	義雄君	
中村	尾辻	吉村	弘成君	
中村	小野	泉	昌一君	
中村	正幸君	顯雄君		
中村	正幸君	正幸君		
中村	秀久君	芳正君		
中村	清子君	一水君		
中村	直紀君	宏一君		
中村	片山虎之助君	信也君		
岡田	小林	顕正君		
岡田	松村	正太郎君		
岡田	長谷川憲正君	芳正君		
岡田	荒井	秀久君		
岡田	山本	一水君		
柏村	松村	正幸君		
柏村	武昭君	正幸君		
柏村	要一君	直樹君		
舛添	小林	祥史君		
舛添	基之君	順三君		
舛添	要一君	溫君		
舛添	武昭君	廣幸君		
舛添	要一君	廣幸君		

川口	順子君	正吾君	博子君	庸介君	鶴保	荒井
森元	山本	橋本	保坂	三藏君	元太君	後藤
市川	岩井	西田	市川	國臣君	聖子君	伊藤
谷川	岩井	谷川	谷川	秀善君	吉宏君	伊藤
真鍋	竹山	關谷	鈴木	勝嗣君	賢二君	田名部匡省君
竹山	真鍋	關谷	藤末	陽悅君	裕君	武夫君
谷川	谷川	小林	那谷屋正義君	健三君	慶子君	和田ひろ子君
西田	西田	喜納	正夫君	祐司君	昌吉君	景子君
岩井	岩井	山根	山根	祐司君	了君	
岩井	岩井	森林	森林	祐司君	秀樹君	
大塚	大塚	廣野	廣野	祐司君	雄平君	
直嶋	直嶋	ただじ	ただじ	祐司君	耕平君	
内藤	内藤	佐藤	佐藤	祐司君	了君	
伊藤	伊藤	櫻井	櫻井	祐司君	秀樹君	
西岡	西岡	小林	小林	祐司君	雄平君	
千葉	千葉	和田	和田	祐司君	耕平君	
		ひろ子君	ひろ子君	祐司君	了君	
		景子君	景子君	祐司君	秀樹君	

議長の報告事項		災害対策特別委員会	
内閣委員	神本美恵子君	総務委員	補欠
の辞任を許可し、その補欠を指名した。	那谷屋正義君	同日議員から次の議案が提出された。	同日議員から次の議案が提出された。
内閣委員	神本美恵子君	戦時的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案	独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案
大久保 勉君	喜納 昌吉君	法律案(岡崎トミ子君外七名発議) (参第六号)	独立行政法人消火法等の一部を改正する法律案
小林美恵子君	白 真勲君	児童手当法の一部を改正する法律案(岡崎トミ子君外二名発議) (参第六号)	独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案
津田弥太郎君	富岡由紀夫君	同日議長は、次の議員提出案を厚生労働委員会に付託した。	独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案
水岡 俊一君	山口那津男君	児童手当法の一部を改正する法律案(岡崎トミ子君外二名発議) (参第六号)	独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案
鈴木 寛君	島田智哉子君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。	独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案
アルティ君	広田 蓮	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。	独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案
下田 敦子君	大石 正光君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。	独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案
井上 哲士君	帆君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。	独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案
羽田雄 一郎君	喜納 昌吉君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。	独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案
谷 博之君	白 真勲君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。	独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案
緒方 靖夫君	喜納 昌吉君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。	独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案
大江 康弘君	白 真勲君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。	独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案
朝日 俊弘君	喜納 昌吉君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。	独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案
家西 悟君	喜納 昌吉君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。	独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案
吉川 春子君	喜納 昌吉君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。	独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案
輿石 東君	喜納 昌吉君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。	独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案
前田 武志君	喜納 昌吉君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。	独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案
円 より子君	喜納 昌吉君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。	独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案
佐藤 泰介君	喜納 昌吉君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。	独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案
柳田 稔君	喜納 昌吉君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。	独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案
国務大臣	喜納 昌吉君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。	独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案
総務大臣	喜納 昌吉君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。	独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案
法務大臣	喜納 昌吉君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。	独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案
財務大臣	喜納 昌吉君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。	独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案
文部科学大臣	喜納 昌吉君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。	独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案
厚生労働大臣	喜納 昌吉君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。	独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案
環境大臣臨時代理	喜納 昌吉君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。	独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案
国土交通大臣	喜納 昌吉君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。	独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案
國務大臣特命担当	喜納 昌吉君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。	独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案
当大臣(防災)	喜納 昌吉君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。	独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。	裁判所職員定員法の一部を改正する法律	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保険条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する法律案(閣法第一七号)	独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律	独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。	日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件	独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律	独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。	同次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。	水産省関係法律の整備に関する法律	水産省関係法律の整備に関する法律案
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。	同次次に於ける法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。	独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律	独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案

官 報 (号 外)

運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律	国・補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律	同日人事院総裁から、国家公務員法第百三条第九項の規定に基づく平成十七年常利企業への就職の承認に関する年次報告を受領した。
同日人事院総裁から、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十二条第三項の規定に基づく平成十七年官民人事交流に関する年次報告を受領した。	昨三十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	内閣委員
辞任	富岡由紀夫君 白眞勲君 山口那津男君	黒岩喜納昌吉君 宇洋君
補欠	岡田直樹君 二之湯智君 喜納昌吉君	岡田直樹君 二之湯智君 白眞勲君
官	総務委員 外交防衛委員 財政金融委員	総務委員 外交防衛委員 財政金融委員
同日衆議院から次内の内閣提出案を受領した。	同日衆議院から、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十二条第三項の規定に基づく平成十七年官民人事交流に関する年次報告を受領した。	内閣委員
同日衆議院から、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十二条第三項の規定に基づく平成十七年官民人事交流に関する年次報告を受領した。	昨三十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	内閣委員
同日衆議院から、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十二条第三項の規定に基づく平成十七年官民人事交流に関する年次報告を受領した。	内閣委員	内閣委員

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
刑事訴訟法の一部を改正する法律案(河村たかし君外二名提出)(衆第一三号)	同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。
地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求める件	同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。
独立行政法人工業所有権情報研修館法の一部を改正する法律案(閣法第七号)審査報告書	同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。
独立行政法人國立環境研究所法の一部を改正する法律案(閣法第三五号)審査報告書	同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。
宅地造成等規制法等の一部を改正する法律案(閣法第一二号)審査報告書	同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。
独立行政法人國立環境研究所法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)審査報告書	同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。
犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案(閣法第二六号)審査報告書	同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。
執行猶予者保護觀察法の一部を改正する法律案(衆第一〇号)審査報告書	同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。
科学省関係法律の整備に関する法律案(閣法第一五号)審査報告書	同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。
独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案(閣法第一〇号)審査報告書	同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求める件(閣承認第二号)審査報告書	同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。
国・補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法(閣法第二号)	同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。
マルチチップ集積回路に対する無税待遇の付与に関する協定の締結について承認を求めるの件(閣第三号)	同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(閣法第五六号)	同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。

審査報告書	審査報告書
地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求める件	地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求める件
刑事訴訟法の一部を改正する法律案(河村たかし君外二名提出)(衆第一三号)	刑事訴訟法の一部を改正する法律案(河村たかし君外二名提出)(衆第一三号)
同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。	同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。
同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。	同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

審査報告書	審査報告書
地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求める件	地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求める件
刑事訴訟法の一部を改正する法律案(河村たかし君外二名提出)(衆第一三号)	刑事訴訟法の一部を改正する法律案(河村たかし君外二名提出)(衆第一三号)
同日衆議院議長から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。	同日衆議院議長から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。
同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。	同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

(施行期日)
附則

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(国家公務員災害補償法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の国家公務員災害補償法第一条の二の規定(他の法令において引用する場合を含む。)は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、施行日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

第三条 国家公務員災害補償法第一条第一項に規定する職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、施行日前に治ったとき、又は施行日前に障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があったときにおける第一条の規定による改正前の国家公務員災害補償法第九条第四号に掲げる障害補償については、なお従前の例による。

(地方公務員災害補償法の一一部改正に伴う経過措置)

第四条 第二条の規定による改正後の地方公務員災害補償法第二条第二項及び第三項の規定(他の法令において引用する場合を含む。)は、施行

日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、施行日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

第五条 地方公務員災害補償法第二条第一項に規定する職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、施行日前に治ったとき、又は施行日前に障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があったときにおける第二条の規定による改正前の地方公務員災害補償法第二十五条第一項第四号に掲げる障害補償については、な

お従前の例による。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一一部改正)

第六条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のようにより改正する。

第一条中「通勤」の下に「第二十七条第一項において準用する」を加える。

第二十七条第一項中「から第三条まで」を「第二条、第三条に改め、「政令」との下に

法第百三十条第一項の規定に違反して同項に規定する営利企業を営むことを目的とする団体の役員、顧問又は評議員の職を兼ねている場合」とあるのは「自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十号)第六十二条第一項の規定に違反して営利を目的とする団体の役員又は顧問の地位その他これらに相当する地位に就いている場合」とを加える。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一一部改正)

第七条 前条の規定による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項において準用する第一条の規定による改正後の国家公務員災害補償法第一条の二の規定は、施行日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、施行日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

(国家公務員退職手当法の一一部改正)

第八条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第一条の二」の下に「(他の法

令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)を加える。

(国家公務員退職手当法の一一部改正)

第十一条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「第二十条第一項第五号」を「第二

十条第一項第四号」に改める。

第十六条中「通勤」の下に「当該業務に係る就業の場所を国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第二百九十一号)第一条の二第一項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合

る。

第一百四十条第一項中「第八十七条第二項中

「地方公務員災害補償法第二条第二項」とあるのは「労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項」と、第八十七条第二項中「地方公務員災害補償法第二条第二項」とあるのは「労働者災害補償保険法第七条第二項」と削る。

第一百四十二条第一項中「第四十三条第二項中「地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第

五百四十一号)第一項中「第四十三条第二項中

「地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第

八十七号)第二項中

「第八十七条第二項中

百二十一号)第二条第二項」とあるのは「労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項」と、第八十七条第二項中「地方公務員災害補償法第二条第二項」とあるのは「労働者災害補償保険法第七条第二項」と削る。

第一百四十四条の三第二項の表第八十七条第二項の項を次のようにより改める。

第八十七条第二項	
公務	業務
公務等傷病	業務等傷病
業務等	業務等

に同条に規定する通勤に該当するものに限る。

次条第一項において同じ。」を加える。

第二十三条第一項中「第二十三条规定」との下に「国家公務員災害補償法」とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法」とを加える。

(公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正)

第十二条 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「第四章」の下に「及び第六章」を加え、「同法第四十三条第二項中「通勤」を」とあるのは「通勤労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)」の規定の適用を受ける者にあつては、同法第七条第二項に規定する通勤」とあるのは「補償労働者災害補償保険法の規定の適用を受ける者にあつては、同法の規定による補償」でこれらの給付に相当する通勤(同法第二条第二項の規定による補償)とあるのは「補償労働者災害補償保険法第二条第二項の通勤(労働者災害補償保険法の規定の適用を受ける者にあつては、同法第七条第二項の通勤)」と、同法

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件
放送法第37条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会平成18年度収支予算、事業計画及び資金計
画について、国会の承認を求める。

日本放送協会平成18年度収支予算、事業計画及び資金計画

平成18年度収支予算

予算総則

第1条 日本放送協会(以下「協会」という。)の平成18年度収支予算の収入及び支出を別表第1収支予算書のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第2に定める契約種別及び支払区分に応じ、別表第3に掲げるとおりとする。ただし、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特例措置として、別表第4に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業所等で衛星カラー契約、衛星普通契約又は特別契約を合わせて10件以上契約した者が、一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、前項に定める受信料の額から別表第5に掲げる額を減ずることとする。ただし、第3項又は第4項の規定による場合を除く。

3 第1項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で衛星カラー契約、衛星普通契約又は特別契約を締結した者が15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、第1項に定める訪問集金による受信料の額から別表第6に掲げる額を減ずることとする。ただし、次項の規定を重ねて適用し、対象となる契約を締結した者が代表者を通じて支払う場合は、第1項に定める訪問集金による受信料の額から別表第6に掲げる額を減じ、さらに別表第7又は別表第8に定める額を減ずることとする。

4 第1項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた学生又は単身赴任者でその通学又は通勤のための住居での放送の受信についての契約を締結した者(以下、「対象契約者」という。)が、その受信料を口座振替、継続振込又はクレジットカード継続払(以下、「口座振替等」という。)により支払う場合、その受信料は、対象契約者又はその生計をともにする者が別の住居での放送の受信についての契約を締結し、口座振替等により支払うものである限り、別表第3に掲げる口座振替等による受信料の額から別表第7に掲げる額を減ずることとする。ただし、沖縄県の区域に居住する対象契約者が、対象の受信契約について支払う場合は、特別契約を除き、別表第4に掲げる口座振替等による受信料の額から別表第8に掲げる額を減ずることとする。

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。
第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項において、相互に流用することができる。ただし、給与については、退職手当・厚生費と相互に流用する場合を除いては、他の項と相互に流用することができない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなつた場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互に流用することができる。

第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は長期借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

第8条 事業支出における減価償却費が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を本予算において予定する設備の新設、改善に充てができる。

第9条 事業収入が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し減少するときは、経営委員会の議決を経て、後期繰越金を事業収支差金の不足の補てんに充てができる。

第10条 前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加したときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を長期借入金の返還又は設備の新設、改善に充てができる。

第11条 国際放送及び選舉放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送及び選舉放送に關係ある経費の支出に充てができる。

第12条 アナログ周波数変更対策の実施に対する給付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、アナログ周波数変更対策に關係ある特別支出に充てることができる。

第13条 業務に關係ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に關係ある経費の支出に充てができる。

附則
1 第2条第1項別表第2に定める支払区分のうちクレジットカード継続払は平成18年6月1日以降の受信料の支払において適用する。

2 第2条第4項の規定は平成18年12月1日から適用する。

別表第1

平成18年度収支予算書

(一般勘定)
(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金額
事業収入		621,791,575
受付料	信金収入	594,029,063 2,271,824

官 報 (号 外)

クレジットカード 継続払	協会の指定するクレジットカード会社との契約に基づき、クレジットカード会社に継続して立て替えることによって行う支払
訪問集金	協会の集金取扱者への支払など口座振替等以外の方法による支払
別表第3 受信料額	
契約種別	支払区分
力ラ一契約	月額
訪問集金	6か月前払額
1,345円	12か月前払額
7,950円	7,650円
14,910円	15,490円
普通契約	月額
訪問集金	6か月前払額
905円	12か月前払額
5,190円	7,950円
9,550円	10,130円
衛星力ラ一契約	月額
訪問集金	6か月前払額
2,290円	13,090円
25,520円	13,390円
26,100円	20,160円
衛星普通契約	月額
訪問集金	6か月前払額
1,800円	10,330円
20,740円	10,630円
11,180円	5,730円
11,760円	1,005円
特別契約	月額
訪問集金	6か月前払額
1,055円	6,030円
285円	19,110円
別表第4 受信料額(沖縄県)	
契約種別	支払区分
力ラ一契約	月額
訪問集金	6か月前払額
1,240円	12か月前払額
7,110円	6,810円
13,860円	13,280円
普通契約	月額
訪問集金	6か月前払額
700円	4,050円
7,920円	4,350円
8,500円	750円
衛星力ラ一契約	月額
訪問集金	6か月前払額
2,135円	12,250円
23,890円	12,550円
24,470円	1,185円
衛星普通契約	月額
訪問集金	6か月前払額
1,645円	9,490円
18,530円	9,790円
19,110円	1,695円

(外) 昨年

別表第5 多数契約一括支払における割引額

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額		
	衛星力ラ一契約	衛星普通契約	特別契約
50件未満	200円	230円	300円
100件以上	90円	100円	100円

ただし、衛星力ラ一契約の契約件数が97件、98件又は99件である場合は、100件として受信料の額を算定する。

契約種別	割引額
衛星力ラ一契約	すべての契約件数を対象に、契約件数1件あたり月額 250円

別表第7 同一生計支払(家族割引)[学生][単身赴任)]における割引額

契約種別	割引額(月額)
力ラ一契約	445円
普通契約	285円

別表第8 同一生計支払(家族割引)[学生][単身赴任)]における割引額(沖縄県)

契約種別	割引額(月額)
力ラ一契約	395円

(六) 放送

1 計画概説

平成18年度の日本放送協会の事業運営にあたっては、改革・新生に向けた3か年計画の初年度として、公共放送の原点に立ち返り、改革を断行し、視聴者の信頼を取り戻して受信料収入の回復を図る。あわせて、組織及び業務の抜本的な見直し等により経費を削減し、財政の安定を図り、デジタル時代にふさわしい公共放送としての役割を果たす。

事業運営の基本となる放送サービスにおいては、受信料で成り立つ公共放送として放送の自主自律を堅持し、迅速かつ的確な災害報道・緊急報道や質の高い番組等、“NHKだからできる”放送に全力を注ぐ。

同時に、放送のデジタル化を進めるとともに、視聴者にとって利便性の高い、新しい放送サービスの開発に努める。

受信料の公平負担に向けた取組として、受信料の未払いの方等への対策を強化するとともに、より公平で合理的な受信料体系への改定を行っていく。あわせて、受信料をお支払いいただいている方への新たな視聴者サービスを実施する。

また、職員の不正根絶に向けて高い倫理意識を確立し、コンプライアンス(法令遵守)の徹底に努める。

(1) 地上デジタルテレビジョン放送の視聴可能地域の拡大やサービスの充実に向けた設備の整備を行い、平成18年12月までにすべての都道府県庁所在地等での視聴を可能とする。なお、平成23年度の地上デジタルテレビジョン放送への完全移行に支障がないよう放送設備の整備を計画的に行っていく。

また、テレビジョン放送、ラジオ放送とも全国あまねく受信できるよう、中波放送局の建設及びテレビジョン放送、FM放送の受信状況の改善を行うとともに、緊急報道のための設備の整備等を行う。

(2) 放送番組については、迅速かつ的確な報道に万全を期し、確かな指針となるニュースの充実を図る。また、視聴者の要望を番組制作や編成に積極的に生かすとともに外部の優れた制作者との連携も深める等、開かれた公共放送をめざし、人々の共感を呼ぶ多彩で質の高い番組の放送に努める。

また、地上デジタルテレビジョン放送については、ハイビジョン放送を積極的に行うことを中心には、デジタル放送の特性を生かした多様なサービスを実施し、平成18年12月までにすべての都道府県庁所在地等での視聴を可能とし、その普及促進を図る。なお、平成18年4月から29都府県で携帯端末向けサービス(ワンセグ)を開始し、平成18年12月までにすべての都道府県庁所在地等での視聴を可能とする。

さらに、教育放送、地域放送及び障害者や高齢者に向けた放送サービスの充実を図るほか、視聴者の関心の高い国際スポーツイベントの放送番組を編成する。

(3) 國際交流と相互理解の促進に貢献するとともに、海外の日本人が必要とするニュース・情報を迅速かつ的確に伝えるため、テレビジョン国際放送及びラジオ国際放送の充実を図る。

(4) 受信料の公平負担を徹底し、営業活動を強化するとともに、受信料制度に対する理解促進を図り、受信料収入の確保及び回復に努める。また、同一会計支払における割引(家族割引)を導入

し、より公平で合理的な受信料体系への改定を行っていく。

(5) 協会に対する視聴者の理解を促進し信頼を回復するため、広報活動を積極的に推進することともに、あらゆる機会を通じて交流・対話活動を強化し、視聴者の要望の的確な把握と放送や業務運営への反映に努める。

(6) 調査研究については、デジタル放送技術の高度化など新しい放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組の向上に寄与する調査研究の積極的推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。

(7) 給与については要員の削減等により、大幅に減額する。

(8) 放送法第9条第3項に基づき実施する会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。

(9) 地上放送のデジタル化に伴うアナログ周波数変更対策を実施する。

(10) 信頼される公共放送の構築に向けて、経営委員会については、ガバナンスの強化や透明性の向上を図るとともに、会長以下の執行部についても、引き続きコンプライアンス(法令遵守)に取り組み、適正かつ効率的な業務運営を徹底するとともに、透明性の高い事業運営を推進するため、執行体制の改革を行う。

2 建設計画

建設計画については、新放送・衛星放送施設の整備に47億6,500万円、テレビジョン放送網及びラジオ放送網の整備に256億1,700万円、放送会館の整備に85億円、放送番組設備の整備に261億8,100万円、研究施設の整備等に47億3,700万円、総額638億円をもって施行する。

(1) 新放送・衛星放送施設整備計画

衛星テレビジョン放送の送出設備の整備など衛星放送設備の整備等を行う。

(2) テレビジョン放送網整備計画

地上デジタルテレビジョン放送の視聴可能地域の拡大に向けた送信設備の整備を行なう。また、外国電波混信等による難視聴の解消を図るために、テレビジョン放送の受信状況の改善のための設備の整備を行う。さらに、老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新等を行う。

これらに要する経費は、225億5,500万円である。

(3) ラジオ放送網整備計画

外国電波による混信等の受信状況を改善するため、中波放送局の建設及びFM放送局の建設調査を行う。また、地上デジタル音声放送(デジタルラジオ)設備の整備を行う。さらに、老朽の著しいラジオ放送設備の更新等を行う。

これらに要する経費は、30億6,200万円である。

(4) 放送会館整備計画

放送会館については、鹿児島及び徳島の放送会館の建設を完了するとともに、秋田、横浜及び千葉の放送会館の整備等を行う。

これらに要する経費は、85億円である。

(5) 放送番組設備整備計画

地上デジタルテレビジョン放送の視聴及び携帯端末向けサービス(ワンセグ)の提供可能な地域の

拡大に向けた送出設備の整備を行う。

また、非常災害時における緊急報道のための設備を整備するとともに、ハイビジョン放送のための設備の整備を行う。さらに、老朽の著しい放送番組設備の更新等を行う。

これらに要する経費は、261億8,600万円である。

(6) 研究施設、一般施設整備計画

新しい放送技術の開発のための研究設備を整備するほか、局舎設備等の整備を行う。

(7) 建設管理

建設設計の施行に共通して要する経費は、34億5,100万円である。

3 事業運営計画

(1) 国内放送

ア 番組関係

(ア) 地上テレビジョン放送

総合テレビジョンは、1日24時間を基本とした放送時間とし、基幹的な総合波として国民生活に不可欠なニュース・情報番組、文化・教養番組及び娯楽番組等の調和ある編成を行う。番組内容については、平日の夜間に新たな基幹ニュースを設けるとともに、柔軟で機動的な編成により多彩な番組を編成し、家族向けの番組を編成する等、多様な視聴者の要望にこたえていく。さらに、大型企画番組の充実を図るとともに、アーカイブス番組等の一層の活用を図る。また、生命・財産にかかる非常災害時や事件・事故の緊急時には、迅速かつ的確な情報の提供を行う。

デジタル総合テレビジョンは、総合テレビジョンと同じ内容の番組をハイビジョンで同時に放送することを基本とし、複数の番組を同時に放送するマルチ編成をスポーツ中継等において随時行う。

教育テレビジョンは、1日21時間を基本とした放送時間とし、福祉番組、子ども向け番組及び生涯学習番組等の充実を図る。また、デジタル時代に対応する多様な教育番組を開発する。

デジタル教育テレビジョンは、教育テレビジョンと同じ内容の番組を同時に放送することを基本とし、定時のマルチ編成を行う。

(イ) 衛星テレビジョン放送

デジタル衛星ハイビジョンは、1日21時間を基本とした放送時間とし、自然・芸術番組はじめ、娯楽・スポーツ番組や多彩な分野の特集番組など、高画質・高音質のハイビジョンの魅力を発揮した番組やデジタル放送の特性を生かした双方向番組等を充実し、その普及促進を図る。

デジタル衛星第1テレビジョンは、1日24時間を基本とした放送時間とし、世界・日本の出来事をいち早く的確に伝えるニュース・情報番組及び視聴者の関心の高いスポーツ番組やドキュメンタリー番組を一層充実する。

デジタル衛星第2テレビジョンは、1日24時間を基本とした放送時間とし、難視聴解消を目的とする放送を行うとともに、豊かで良質な娯楽番組、国内外の名作映画など優れた文

化・芸術番組及び地域に密着した視聴者参加番組等の放送を行う。

衛星アナログテレビジョン放送においても、衛星デジタルテレビジョン放送と同じ内容の番組を同時に放送する。

(エ) ラジオ放送

ラジオ第1放送は、1日24時間を基本とした放送時間とし、緊急時の迅速かつ的確な報道に努め、聴取者の信頼にこたえる柔軟な編成を行う。また、ニュース・生活情報を中心に多様な情報をきめ細かく提供するとともに、インターネットを活用して若者が参加できる番組を新設する。

ラジオ第2放送は、1日20時間を基本とした放送時間とし、語学講座番組等の生涯学習番組の充実を図る。また、外国语によるニュース等、在日外国人向けの番組を編成する。

FM放送は、1日24時間を基本とした放送時間とし、高音質の特性を生かした多彩な音楽番組及び貴重な音声素材を活用した長時間特集を中心編成する。また、災害など緊急時にラジオ第1放送と連携して機動的な編成を行ふ等、地域向けのメディアとしてきめ細かな情報を提供する。

地上デジタル音声放送(デジタルラジオ)については、必要な制度整備を待つて、平成18年中に東京及び大阪で本放送の開始を予定し、高音質放送をはじめ、マルチ編成や文字・静止画を使用したデータ放送等、デジタル放送の特性を生かした番組を提供する。

(エ) 地域放送

各地域の特性や要望に応じ、平日夕方の生活情報番組の充実や夜間の視聴好適時間に特集番組を放送する等、全国一律ではない多様な地域放送を推進する。また、優れた地域放送番組の積極的な全国発信に努める。放送時間は、総合テレビジョンで1日3時間、ラジオ第1放送で1日2時間30分、FM放送で1日1時間50分を基本とする。

さらに、平成18年12月までにすべての都道府県庁所在地等において地上デジタルテレビジョン放送の視聴を可能とし、デジタル総合テレビジョンにおいては、地域向け番組と全国向け番組を同時に放送するマルチ編成等を随時行う。

(オ) 補完放送等

補完放送については、デジタル総合テレビジョンのデータ放送では、地域と全国のニュース・気象情報やきめ細かな地域生活情報等を提供するとともに、デジタル教育テレビジョンのデータ放送では、健康や教育など波の特性を生かした情報を提供する。また、衛星デジタルテレビジョンのデータ放送では、ニュース・気象情報等の提供や双方向機能の活用など、番組と運動したサービスを行う。聴覚障害者や高齢者向けの字幕放送は、テレビジョン放送の一部の番組で行い、放送時間の拡充を図る。また、視覚障害者向けの解説放送、ステレオ放送及び2か国語放送をテレビジョン放送の一部の番組で行う。このほか、テレビジョン文字放送及びFM文字放送において、ニュース等の各種情報を提供する。携帯端末向けサービス(ワンセグ)は、地上デジタルテレビジョン放送において、総合及び教育テレビジョン放送と同じ内容の番組を同時に提供するとともに、データ放送サービスを提供する。

インターネットによるサービスについては、放送番組の周知や災害関連情報の提供等を行うほか、放送番組を補完するサービスとして、ニュース・気象等の放送番組の二次利用によ

<p>(1) 受信料収入の実績とその構成</p> <p>受信料収入は、総額597億2,746万円となり、契約取扱手数料の減等により、前年度640億2,236万8千円に対し、42億9,490万8千円の減額となる。</p> <p>(4) 受信対策</p> <p>受信障害の複雑化、広域化など受信環境の変化に即応した受信サービス活動を展開することも、デジタルテレビ放送の受信を促進するための積極的な普及活動を行う。これらに要する経費は、総額19億2,258万2千円となり、受信対策業務の見直し等により、前年度22億1,421万1千円に対して、2億9,162万9千円の減額となる。</p> <p>(5) 広報</p> <p>多様な効率的な経営広報を展開し、信頼回復及び公共放送の理解促進に向けた活動を推進するとともに、あらゆる機会を通じて交流・対話活動を強化し、視聴者の要望の的確な把握と放送及び業務運営への反映に努める。また、デジタルテレビ放送の発展に向け、その普及促進を図る。これらに要する経費は、総額34億2,443万1千円となり、効率的な広報活動の実施により、前年度42億6,971万9千円に対して、8億4,528万8千円の減額となる。</p> <p>(6) 調査研究</p> <p>放送技術の研究については、サーバー型放送サービスなど放送と通信の連携のための研究開発を行うとともに、スマートハイビジョン(走査線4,000本級超高精細映像システム)など未来の映像文化の発展のための研究開発等を行う。</p> <p>(7) 給与</p> <p>給与については、平成20年度までの3か年で、要員数を1,200人純減することを前提に、年度内385人の純減を見込むとともに、平成17年度実施の給与カットを同規模で継続するほか、給与全般において一層の見直しを行う。また、経営委員報酬の更なる削減を行う。</p> <p>これらにより、給与総額は、1,341億9,990万1千円となり、前年度1,383億1,999万1千円に対して41億2,009万円の減額となる。</p> <p>(8) 退職手当及び福利厚生</p> <p>退職手当及び福利厚生については、退職給付費の減等により、総額520億7,627万2千円となり、前年度572億4,980万1千円に対して、51億7,352万9千円の減額となる。</p> <p>(9) 共通管理</p> <p>共通管理については、効率的な業務の推進等により、総額118億976万5千円となり、前年度136億9,301万2千円に対して、18億8,324万7千円の減額となる。</p> <p>(10) 受託業務等</p> <p>受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。これらに係る収入は9億5,400万円、支出は8億1,600万円である。</p>
<p>(1) 受信料収入の実績とその構成</p> <p>受信料収入は、総額597億2,746万円となり、契約取扱手数料の減等により、前年度640億2,236万8千円に対し、42億9,490万8千円の減額となる。</p> <p>(4) 受信対策</p> <p>受信障害の複雑化、広域化など受信環境の変化に即応した受信サービス活動を展開することも、デジタルテレビ放送の受信を促進するための積極的な普及活動を行う。これらに要する経費は、総額19億2,258万2千円となり、受信対策業務の見直し等により、前年度22億1,421万1千円に対して、2億9,162万9千円の減額となる。</p> <p>(5) 広報</p> <p>多様な効率的な経営広報を展開し、信頼回復及び公共放送の理解促進に向けた活動を推進するとともに、あらゆる機会を通じて交流・対話活動を強化し、視聴者の要望の的確な把握と放送及び業務運営への反映に努める。また、デジタルテレビ放送の発展に向け、その普及促進を図る。これらに要する経費は、総額34億2,443万1千円となり、効率的な広報活動の実施により、前年度42億6,971万9千円に対して、8億4,528万8千円の減額となる。</p> <p>(6) 調査研究</p> <p>放送技術の研究については、サーバー型放送サービスなど放送と通信の連携のための研究開発を行うとともに、スマートハイビジョン(走査線4,000本級超高精細映像システム)など未来の映像文化の発展のための研究開発等を行う。</p> <p>(7) 給与</p> <p>給与については、平成20年度までの3か年で、要員数を1,200人純減することを前提に、年度内385人の純減を見込むとともに、平成17年度実施の給与カットを同規模で継続するほか、給与全般において一層の見直しを行う。また、経営委員報酬の更なる削減を行う。</p> <p>これらにより、給与総額は、1,341億9,990万1千円となり、前年度1,383億1,999万1千円に対して41億2,009万円の減額となる。</p> <p>(8) 退職手当及び福利厚生</p> <p>退職手当及び福利厚生については、退職給付費の減等により、総額520億7,627万2千円となり、前年度572億4,980万1千円に対して、51億7,352万9千円の減額となる。</p> <p>(9) 共通管理</p> <p>共通管理については、効率的な業務の推進等により、総額118億976万5千円となり、前年度136億9,301万2千円に対して、18億8,324万7千円の減額となる。</p> <p>(10) 受託業務等</p> <p>受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。これらに係る収入は9億5,400万円、支出は8億1,600万円である。</p>

(六) 収支(総括)

(11) アナログ周波数変更対策

地上放送のデジタル化に伴うアナログ周波数変更対策を実施する。

これに係る収入は特別収入15億円、支出は特別支出15億円である。

(12) 信頼される公共放送の構築に向け、経営委員会については、執行部に対する目標管理・業績評価を導入するとともに、会長、理事のほか各部局等へのヒアリングを行う等、執行部の事業運営に対する監督を強化する。あわせて、発言者名を記載する等の議事録の詳細化や経営委員会ホームページの充実など公開性及び透明性の向上を図る。

執行部については、視聴者の意向を一層事業運営に反映させるため「NHK “約束” 評価委員会」の評価を積極的に活用することのほか、理事会の議事録の充実・公開など、経営情報の公開を進め、透明性の高い事業運営を推進する。また、内部統制に関する専門性を持つ弁護士、公認会計士で構成する「NHK業務点検・経理適正化委員会」から内部統制に関する評価について定期的な報告を受け、コンプライアンス(法令遵守)の推進に不斷に取り組む等、適正かつ効率的な業務運営を徹底する。

4 受信契約件数

(1) カラー契約

イ 有料契約見込件数		区 分	平成 18 年度	平成 17 年度	増 減
年 度 初 頭 契 約 件 数	23,467,000		23,980,000	△ 513,000	
年 度 内 新 規 契 約 件 数	1,878,000		1,368,000	510,000	
年 度 内 解 約 件 数	2,081,000		1,881,000	200,000	
年 度 内 増 加 契 約 件 数	△ 203,000	△ 513,000	310,000		

イ 受信料免除見込件数

イ 受信料免除見込件数		区 分	平成 18 年度	平成 17 年度	増 減
年 度 初 頭 免 除 件 数	12,437,000		12,254,000	183,000	
年 度 内 新 規 免 除 件 数	852,000		652,000	200,000	
年 度 内 解 約 件 数	499,000		469,000	30,000	
年 度 内 増 加 免 除 件 数	△ 353,000		183,000	170,000	

(4) 衛星普通契約
有料契約見込件数

(4) 衛星普通契約 有料契約見込件数		区 分	平成 18 年度	平成 17 年度	増 減
年 度 初 頭 免 除 件 数	1,226,000		1,196,000	30,000	
年 度 内 新 規 免 除 件 数	86,000	△	88,000	2,000	
年 度 内 解 約 件 数	58,000	△	58,000	0	
年 度 内 增 加 免 除 件 数	28,000	△	30,000	2,000	

(2) 普通契約
有料契約見込件数

(5) 特別契約 有料契約見込件数		区 分	平成 18 年度	平成 17 年度	増 減
年 度 初 頭 契 約 件 数	332,000		349,000	△ 17,000	
年 度 内 新 規 契 約 件 数	0	0	0	0	
年 度 内 解 約 件 数	47,000	17,000	30,000		
年 度 内 増 加 契 約 件 数	△ 47,000	△ 17,000	30,000		

年 度 内 解 約 件 数	0	0	0
年 度 内 増 加 契 約 件 数	0	0	0

(参考1)
有料契約見込総数

区 分	カラーキャンペーン	普通契約	衛星衛星普通契約	星	特別契約	合計
年度初頭契約件数	23,467,000	332,000	12,437,000	23,000	9,000	36,268,000
年度内増加契約件数	△ 203,000	△ 47,000	△ 353,000	△ 3,000	0	100,000
年度末契約件数	23,264,000	285,000	12,790,000	20,000	9,000	36,368,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	カラーキャンペーン	普通契約	衛星カラーキャンペーン	合 計
年度初頭契約件数	238,000	5,000	64,000	307,000
年度内増加契約件数	3,000	△ 1,000	2,000	4,000
年度末契約件数	241,000	4,000	66,000	311,000

(参考2)
支払区分別受信契約件数

(1) カラーキャンペーン

区 分	口 座 振 替	継 続 振 达	ク レ ジ ッ ト 継 続 払	訪 問 集 金	合 計
年度初頭契約件数	17,374,000	847,000	0	5,246,000	23,467,000
年度内増加契約件数	△ 633,000	150,000	450,000	△ 170,000	△ 203,000
年度末契約件数	16,741,000	997,000	450,000	5,076,000	23,264,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	口 座 振 替	継 続 振 达	ク レ ジ ッ ト 継 続 払	訪 問 集 金	合 計
年度初頭契約件数	9,396,000	1,863,000	0	1,178,000	12,437,000
年度内増加契約件数	△ 47,000	250,000	250,000	△ 100,000	353,000
年度末契約件数	9,349,000	2,113,000	250,000	1,078,000	12,790,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

(4) 衛星普通契約

区 分	口 座 振 替	継 続 振 达	ク レ ジ ッ ト 継 続 払	訪 問 集 金	合 計
年度初頭契約件数	67,000	4,000	0	167,000	238,000
年度内増加契約件数	0	0	1,000	2,000	3,000
年度末契約件数	67,000	4,000	1,000	169,000	241,000

区 分	口 座 振 替	継 続 振 达	訪 問 集 金	合 計
年度初頭契約件数	17,000	1,000	5,000	23,000
年度内増加契約件数	△ 3,000	0	0	△ 3,000
年度末契約件数	14,000	1,000	5,000	20,000

外 叫 記
加

(5) 特別契約

(参考) 資金の需要及び調達の四半期別見込は、下表のとおりである。

(単位 千円)

区分	分	口座振替	継続振込	合計
年度内増加契約件数		4,000	5,000	9,000
年度末契約件数		0	0	0

5 要員計画

区分	分	要員數
事業運営関係		11,451人
建設		191
合計		11,642

組織や業務の抜本的な見直しにより、平成20年度までの3か年で、1,200人の純減を図ることを前提に、年度内385人の純減を見込んだものである。

- 1 資金計画の概要
 平成18年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料等による入金総額6,517億9,728万2千円、事業経費、建設経費、長期借入金の返還等による出金総額6,550億4,092万1千円をもって施行する。

2 入金の部

受信料については、受信料収入予算5,940億2,906万3千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額5,915億906万3千円を予定する。

このほか、固定資産売却代金85億6,224万6千円、国際放送関係など交付金収入22億7,182万4千円、有価証券の償還281億5,000万円、受取利息その他の入金213億414万9千円を見込む。
 以上により入金額は、総額6,517億9,728万2千円である。

3 出金の部

事業経費5,308億4,191万4千円、建設経費698億円、長期借入金の返還33億6,900万円、放送債券償還積立資産への繰入れ26億円、有価証券の購入281億5,000万円、支払利息その他の出金202億8,000万7千円を合わせて出金額は、総額6,550億4,092万1千円である。

四(四)(四) 資本

区分	分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
1 前期末資金有高		59,124,000	98,215,727	68,385,202	93,199,443	—
2 入 受信料		221,531,995	114,340,999	199,291,601	116,632,687	651,797,282

固定資産売却代金 交付金収入 有価証券償還 受取利息その他の入金	445,237 567,955 15,250,000 6,860,552	1,735,160 567,955 5,100,000 2,765,146	2,837,743 567,955 2,800,000 5,389,727	3,544,106 567,959 5,000,000 6,288,724	8,562,246 2,271,824 28,150,000 21,304,149
3 出 事業経費 建設経費	182,440,268 14,739,303	144,171,524 13,980,179	174,477,360 18,393,429	153,951,769 22,687,089	655,040,921 69,800,000
長期借入金返還 放送債券償還積立資産繰入れ 有価証券購入 支払利息その他の出金	3,369,000 0 5,200,000 4,016,469	0 0 7,800,000 5,872,944	0 0 7,800,000 5,074,685	0 0 2,600,000 5,315,909	3,369,000 2,600,000 28,150,000 20,280,007
4 期末資金有高	98,215,727	68,385,202	93,199,443	55,880,361	—

日本放送協会平成18年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見
 放送法(昭和25年法律第132号)第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会平成18年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。
 平成18年2月

日本放送協会平成18年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣意見
 日本放送協会(以下「協会」という。)の平成18年度の受信料収入が、受信料未収世帯等の割合が全体の3割に達すること等により、平成17年度収支予算に比して538億円下回る5,940億円に大幅に減少し

たことは、受信料の公平負担等の観点からみて、誠に遺憾である。しかしながら、今後の受信料収入の回復に向けた目標を明示した「平成18年度～20年度 NHK経営計画」の初年度に当たって、協会においては、一連の不祥事に係る国民・視聴者の信頼回復と受信料収入の回復に向けた取組を進める途上にあり、また、受信料収入が大幅に落ち込む中、放送サービスの充実やデジタル化投資に予算を重点配分しつつ、経費削減により事業収支の均衡を維持しているところであり、協会が作成した平成18年度の収支予算、事業計画及び資金計画(以下「収支予算等」という。)は、やむを得ない内容と認められる。

なお、平成16年度に発覚した協会職員による経費の不正支出を契機として、受信料の不払件数が現在相当数にのぼることは、協会の財政の根幹を成す受信料収入に深刻な影響をもたらしているのみならず、受信料に支えられた公共放送の意義を問い合わせることとなつた。このため、総務省においても、デジタル化や通信・放送融合の進展、視聴形態の多様化など公共放送を取り巻く環境の変化を踏まえ、保有チャンネル数の在り方、地上波デジタル放送のスケーリング化の是非を含む受信料制度の在り方、業務範囲等、将来を見通した公共放送の在り方全体の見直しの検討を行うものである。

協会においては、不祥事等により失われた国民・視聴者の信頼回復に向けた取組が必ずしも十分でないとの指摘が絶えないこと、また、受信料不払の状況が依然予断を許さない状況にあることを真に受け止め、公共放送としての社会的使命を再認識するとともに、不祥事の再発防止を含め、協会の改革・再生に向けあらゆる努力を惜しまず、国民・視聴者の信頼回復に努める必要がある。また、受信料の公平負担の確保に向けた取組を一層徹底するとともに、我が国の放送の発展等に資するべく協会の業務を着実に遂行し、国民・視聴者の負託に応えることが必要である。

このため、協会は、収支予算等の実施に当たり、特に下記の点に配意すべきである。

記

(一) 収支予算等

- 1 協会の改革・再生に向けて、協会は改めてその設立目的に立ち返り、豊かで、かつ、良い放送番組による放送を行うため、先例にとらわれることなく、組織を挙げて改革を断行すること。また、収支予算等に盛り込んだ各種措置を強力に推進することにより、内部の不正を根絶し、国民・視聴者の公共放送への理解を促進するため、不斷の努力を行うこと。その際、経営委員会は協会の最高意思決定機関としての責任と権限を有することを十分認識し、協会内のガバナンスの強化に向け、指導的役割を果たすこと。
- 2 受信料を主な財源とする特殊法人としての国民・視聴者に対する説明責任を全うする観点から、協会にあっては、番組制作費等の支出内訳や経営委員会の活動を含め、協会の経営・業務等に関する情報公開を一層積極的に進めること。
- 3 受信契約の締結の徹底については、平成17年度においても、契約総数が前年度に比較して減少する事態となっていることを踏まえ、国民・視聴者に対し、受信料制度の意義や仕組み、改革に向けた業務委託及び調達について、契約・経理処理手続の適正化及び競争契約比率の向上に努め、一層透明性の高い事業運営を推進すること。

- 4 協会を取り巻く厳しい財政状況を踏まえ、収支予算等に盛り込んだ部局の統廃合、管理部門の縮小、職員の削減等にとどまらず、組織の簡素化、経費削減等について、効果があがると見込まれるあらゆる措置について検討し、業務の効率化を徹底すること。
- 5 また、子会社等についても、協会と一体となった人員削減や統廃合等の経営改革を行うことにより、その合理化・効率化を推進すること。
- 6 地上デジタルテレビジョン放送については、受信料収入が厳しい中、投資の効率化をはかりつつ、平成23年のデジタル放送への全面移行に向け、中継局の整備や受信機の着実な普及を推進することとともに、国民・視聴者に対する周知・広報等に積極的に取り組むこと。また、携帯端末向けサービス(ワンセグ)やデジタルラジオの開始を通じ、放送のデジタル化を先導すること。
- 7 放送番組の編集に当たっては、国民・視聴者の視点に立ち、その期待に応え、公共放送に対する要望を満たすとともに、我が国の文化の向上に寄与するよう最大の努力を払うこと。特に報道番組については、正確かつ公平な報道に対する国民・視聴者の負託に的確に応えるとともに、災害その他緊急事態における報道体制を充実・強化し、被災者等に役立つ正確かつよりきめ細やかな情報の迅速な提供に努めること。
- 8 また、放送された番組に寄せられた国民・視聴者からの意見や要望に真に耳を傾け、それらの意向を適切に反映できる仕組みづくりに努めるとともに、視聴覚障害者のための、字幕放送や解説放送等の音声的な拡充に努めること。
- 9 國際社会における我が国に対する理解を深め、かつ、広めるとともに、在外邦人の期待に応えるため、國際情勢を踏まえた適時・適切な情報提供、多言語番組の一層の充実に取り組むとともに、國際放送の海外受信状況や國際放送に対する要望の把握とその反映に努めることにより、國際放送を効果的・効率的に推進すること。
- 10 また、我が国からの海外への情報発信を一層充実させる観点から、時代の変化に応じた新しい國際放送の在り方について、検討を行うこと。
- 11 協会の保有する放送番組等については、受信料を負担する国民・視聴者にとっての貴重な資産であることにかんがみ、コンテンツ市場の育成の観点から、NHKアーカイブス等の積極的な利活用を図ること。

官報 (号外)

審査報告書

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十八年三月二十九日

災害対策特別委員長 山本 香苗
参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地震防災対策特別措置法の実施の状況にかんがみ、地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等について、その有効期限を平成二十三年三月三十一日までとするとともに、公立の小中学校等の屋内運動場の補強を追加するほか、地震防災対策の実施に関する目標の設定等について所要の規定を整備しようとするものであり、妥当な措置と認める。なお、別紙の附帯決議を行つた。

費用

本法施行に要する経費として、平成十八年度約八千三百二十億円が見込まれている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、地震防災対策の一層の推進を図るため、特に次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、全国どこでも起りうる地震から住民の生命

及び財産を守るために、地震防災上緊急かつ確実に整備すべき施設等について、万全な措置を講じること。

二、地震発生時において、地域の防災拠点として参集・活用される公立小中学校等の校舎及び屋内運動場、被災者への医療支援等に不可欠な病院施設等について、耐震診断及び耐震改修に必要な財政支援に配慮すること。特に、公立小中

学校については、施設ごとの実施状況について地域住民に明らかにされるよう努めるなど、耐震化への取組を加速させる措置を講ずること。

三、地域特性を踏まえた被害想定に基づく地震防災対策の具体的な実施目標の設定を推進することとし、その進捗状況について必要に応じ調査を行い、その結果の公表に努めること。

また、地震及び津波に関する国調査研究を活用したハザードマップの作成及び住民への周知徹底など地域防災力確立のための実効性ある環境整備を行うこと。

右決議する。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案

地震防災対策特別措置法(平成七年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「地震防災緊急事業五箇年計画」を「地

震防災対策の実施に関する目標の設定並びに地震防災緊急事業五箇年計画」に改め、同条の次に次を加える。

第一条の二 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十四条第一項に規定する都道府県防災会議及び同法第十七条第一項に規定する都道府県防災会議の協議会(地震灾害(地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。以下同じ。)の軽減を図るために設置されているものに限る。)は、同法第四十条に規定する都道府県地域防災計画及び同法第四十三条に規定する都道府県相互間地域防災計画(第三条第二項において「都道府県地域防災計画等」という。)において、想定される地震灾害を明らかにして、当該地震災害の軽減を図るために地震防災対策の実施に関する目標(第三条第二項において「実施目標」という。)を定めるよう努めるものとする。

第二条第一項中「地震により著しい被害」を「著しい地震災害」に改め、「(昭和三十六年法律第二百二十三号)」を削る。

第三条第一項第十四号中「地震災害時」を「地震

災害が発生した時(以下「地震災害時」という。)に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 地震防災緊急事業五箇年計画は、都道府県地域防災計画等に実施目標が定められているときは、当該実施目標に即したものでなければならぬ。

第三条の次に次の二項を加える。

(想定される地震災害等の周知)

第十三条の次に次の二項を加える。

(想定される地震災害等の周知)

第十四条 都道府県は、当該都道府県において想定される地震災害の軽減を図るため、当該地域における地震動の大きさ、津波により浸水する範囲及びその水深並びに地震災害の程度に関する事項について、これらを記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずることにより、住民に周知させるように努めなければならない。

2 市町村は、当該市町村において想定される地震災害の軽減を図るため、当該地域における地震動の大きさ、津波により浸水する範囲及びその水深並びに地震災害の程度に関する事項並びに地震災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法、避難場所その他の地震が発生した時の円滑な避難を確保するために必要な事項について、これらを記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずることにより、住民に周知させよう努めなければならない。

附則第二項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「平成十八年度」を

「平成二十三年度に改める。」

別表第一中「木造以外の校舎」を「校舎又は屋内運動場で、木造以外のもの」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

だし、別表第一の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の地震防災対策特

別措置法別表第一(公立の小学校若しくは中学

校又は中等教育学校の前期課程の木造以外の屋

内運動場の補強に係る部分に限る)の規定は、

平成十八年度以降の年度の予算に係る国の補助

(平成十七年度以前の年度の国庫債務負担行為

に基づき平成十八年度以降の年度に支出すべき

ものとされた国の補助を除く)又は交付金の交

付について適用し、平成十七年度以前の年度の

国庫債務負担行為に基づき平成十八年度以降の

年度に支出すべきものとされた国の補助及び平

成十七年度以前の年度の歳出予算に係る国の補

助で平成十八年度以降の年度に繰り越されたも

のについては、なお前項の例による。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平成十八年度約八千三百二十億円の見込みである。

審査報告書

独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一
部を改正する法律案

独立行政法人工業所有権情報・研修館法(平成

十一年法律第二百一号)の一部を次のように改正

する。

平成十八年三月三十日

経済産業委員長 加納 時男

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、独立行政法人工業所有権情報・

研修館の業務の効率性や機動性を高めるため、

同法人を特定独立行政法人以外の独立行政法人

としようとするものであり、おおむね妥当な措

置と認める。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を

第五条とする。

「第二章 役員」を「第二章 役員及び職員」に改

め、「第二章 役員」を「第二章 役員及び職員」に改

2 第九条の規定に違反して秘密(前項に規定す

るものを除く)を漏らした者は、一年以下の懲

役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十三条を削る。

第四章中第十二条を第十三条とする。

第三章中第十一条を第十二条とし、第十条を第

十二条とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九条 情報・研修館の役員及び職員は、職務上

知ることでできた秘密を漏らしてはならない。

その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 情報・研修館の役員及び職員は、刑法

(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適

用については、法令により公務に従事する職員

とみなす。

(職員の引継ぎ等)

第二条 この法律は、平成十八年四月一日から施

行する。ただし、附則第八条の規定は、公布の

日から施行する。

(職員の引継ぎ等)

第二条 この法律の施行の際現に独立行政法人工

業所有権情報・研修館の職員である者は、別に

辞令を発せられない限り、この法律の施行の日

(以下「施行日」という。)において、引き続き独

立行政法人工業所有権情報・研修館の職員とな

るものとする。

第三条 前条の規定により独立行政法人工業所有権情報・研修館(以下「施行日後の情報・研修館」という。)の職員となつた者に対する国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第八十二条第二項の規定の適用については、施行日後の情報・研修館の職員を同項に規定する特別職國家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

第四条 附則第二条の規定により施行日後の情報・研修館の職員となる者に対しては、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第二百八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。

2 施行日後の情報・研修館は、前項の規定の適用を受けた施行日後の情報・研修館の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続いた在職期間を施行日後の情報・研修館の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 施行日の前日の独立行政法人工業所有権情報・研修館(以下「施行日前の情報・研修館」という。)に職員として在職する者が、附則第一条

の規定により引き続いて施行日後の情報・研修館の職員となり、かつ、引き続き施行日後の情報・研修館の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の施行日後の情報・研修館の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

第五条 施行日前に施行日前の情報・研修館を退職した者に関する国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、施行日後の情報・研修館の理事長は、同法第十二条の二第二項に規定する各省各庁の長等とみなす。

第六条 この法律の施行の際現に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)。次条において「特労法」という。)第四条第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が附則第一条の規定により施行日後の情報・研修館の職員となる者は、この法律の施行の際労働組合法(昭和二十四年法律第二百七十四号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

第七条 施行日前に特労法第十八条の規定に基づき施行日前の情報・研修館がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置)

第五条 施行日前に施行日前の情報・研修館を退職した者に関する国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、施行日後の情報・研修館の理事長は、同法第十二条の二第二項に規定する各省各庁の長等とみなす。

第六条 この法律の施行の際現に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)。次条において「特労法」という。)第四条第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が附則第一条の規定により施行日後の情報・研修館の職員となる者は、この法律の施行の際労働組合法(昭和二十四年法律第二百七十四号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

第七条 施行日前に特労法第十八条の規定に基づき施行日前の情報・研修館がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第九条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

別表第三に次のように加える。

独立行政法人工業所有権情報・研修館	独立行政法人工業所有権情報・研修館法(平成十一年法律 第二百一号)
-------------------	--------------------------------------

(特許特別会計法の一部改正)
第十一条 特許特別会計法(昭和五十九年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第十一條第三項」を「第十二条第三項」に改める。

審査報告書

独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

平成十八年三月三十日

財政金融委員長 池口 修次

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、独立行政法人酒類総合研究所に係る改革を推進するため、同法人を特定独立行政法人以外の独立行政法人としようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴い、別に費用を要しない。

〔第二章 役員〕を「第二章 役員及び職員」に改める。

める。

第二章中第七条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

第十五条第一号中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条を第十七条とし、第五章中

同条の前に次の二条を加える。

第十六条 第十条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四章中第十四条を第十五条とする。

第十三条第一項中「第十二条第一項」を「第十二条第一号」に改め、同条を第十四条とする。

第三章中第十二条を第十三条とし、第十二条を第十二条とする。

第十二条第一項中「第十二条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第九条とし、第二章中同条の次に次の二条を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十条 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十二条 第十条〔役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。〕の規定により研究所の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、引き続き独立行政法人酒類総合研究所の職員となるものとする。

第三条 前条の規定により独立行政法人酒類総合研究所(以下「施行日の研究所」という。)の職員となつた者に対する国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第八十二条第二項の規定の適用については、施行日後の研究所の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

第四条 附則第二条の規定により施行日後の研究所の職員となる者に対しては、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。

第五条 「第四条」を削り、「第五条」を「第四条」とし、「第六条」を「第五条」とする。

〔第二章 役員〕を「第二章 役員及び職員」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 この法律の施行の際現に独立行政法人酒類総合研究所の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、引き続き独立行政法

家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続いた在職期間を施行日後の研究所の職員としての在職期間とみなし取り扱うべきものとする。

3 施行日の前日の独立行政法人酒類総合研究所

(以下「施行日前の研究所」という。)に職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続いて施行日後の研究所の職員となり、かつ、引き続き施行日後の研究所の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその基礎となる勤続期間の計算については、その者同項に規定する職員としての在職期間を同様に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が施行日後の研究所を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

4 施行日後の研究所は、施行日の前日に施行日前の研究所の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いて施行日後の研究所の職員となつた者のうち施行日から雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に施行日後の研究所を退職したものであつて、その退職した日まで施行日前の研究所の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規

定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

(国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置)

第五条 施行日前に研究所を退職した者に関する国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、施行日前の研究所の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

(労働組合についての経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)。次条において「特労法」という。)第四条第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が附則第二条の規定により施行日後の研究所の職員となる者であるものは、この法律の施行の際労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、施行日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散する

ものとする。

3 第一項の規定により労働組合法の適用を受けた労働組合となつたものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、同法第二条ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(政令への委任)

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に属している施行日前の研究所とその職員に係る。

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係る命令の期間については、なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第七条 施行日前に特労法第十八条の規定に基づき施行日前の研究所がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第九条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

別表第三に次のように加える。

独立行政法人酒類総合研究所 独立行政法人酒類総合研究所法(平成十一年法律第二百六十四号)

独立行政法人酒類総合研究所法(平成十一年法律第二百六十四号)

審査報告書

宅地造成等規制法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十八年三月三十日

国土交通委員長 羽田雄一郎
参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、宅地造成が行われた土地等の安全性の確保を図るため、都道府県知事による造成宅地防災区域の指定及び造成宅地防災区域内における宅地造成に伴う災害の防止のための措置に関する制度を創設するとともに、地震に対する構造耐力上の安全性が確保されていなかった

特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する特労法第三章第十二条から第十六条までの規定を除く。)及び第六章に規定する事項について

特労法第三章第十二条から第十六条までの規定を除く。)及び第六章に規定する事項について

特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する特労法第三章第十二条から第十六条までの規定を除く。)及び第六章に規定する事項について

第十七条第一項中「第十三条第一項」の下に「第十四条第一項」を加え、同条を第十八条とする。

第十六条第一項中「擁壁又は排水施設が設置されていないか又はきわめて」を「擁壁等が設置されておらず、又は極めて」に、「著しいもの」

を「大きいと認められるもの」に、「著しいおそれを除去する」を「災害の防止の二つ、「利用状況

れる「防云」を「災害の防」とは「未然未済等」を「利用状況その他の状況」に、「擁壁若しくは排水施設」を「擁壁等」に、「つけて」を「付け

て」に改め、「地形」の下に「若しくは盛土」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中

「擁壁若しくは排水施設」を「擁壁等」に改め、「者の」の下に「宅地造成に関する不完全な工事

その他の」を加え、「同項に規定する」を「前項の」に改め、「著しい」を削り、「に同項」を「に前

項】に「行なわせる」を「行わせる」に「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「第十三条第

「五項」を「第十四條第五項」に改め 同条を第十
七条とする。

第十五条第一項中「行なわれた」を「行われた」に、「第二十条」を「二十四条」に改め、同条第

二項中「占有者等」を「占有者、造成主又は工事施行者」に、「擁壁又は排水施設」を「擁壁等」に

改め、同条を第十六条とする。

に改め、同条第二項中「擁壁又は排水施設」を「擁壁等」に、「行なおう」を「行おう」に、「者

は、第八条第一項の許可を受けなければならぬ場合を除き」を「者（第八条第一項本文若しくは第十二条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は」に改め、同条第三項中「者は、第八条第一項の許可を受けなければならない場合を除き」を「者（第八条第一項本文若しくは第十二条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条规定第一項中「第八条第一項」を「第八条第一項本文若しくは第十二条第一項」に、「附した」を「付した」に改め、同条第二項中「行なわれて」を「行われて」に改め、「第八条第一項」の下に「若しくは第十二条第一項」を加え、「同項の許可を受けず、同項の」を「第八条第一項本文若しくは第十二条第一項の許可を受けず、これらに」「附した」を「付した」に、「つけて、擁壁若しくは排水施設」を「付けて、擁壁等」に改め、同条第三項中「第八条第一項」の下に「若しくは第十二条第一項」を加え、「同項の許可」に、「つけて、擁壁若しくは排水施設」を「付けて、擁壁等」に改め、同条第五項中「みずから行ない」を「自ら行い」に、「行なわせる」を「行わせる」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第十四条とする。

の」を「第八条第一項本文の許可を受けた者は、当該許可に係る」に改め、同条第二項中「造成主」を「第八条第一項本文の許可を受けた者」に改め、同条を第十三条とする。

第十一條の次に次の二条を加える。
（変更の許可等）

第十二条 第八条第一項本文の許可を受けた者は、当該許可に係る三也店舗二箇所（二事）

は、当該計画に係る宅地造成に関する工事の計画の変更をしようとするときは、国土交通

省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、国土

交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第八条第一項本文の許可を受けた者は、前

項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府

3 県知事に届け出なければならない。

第一項の許可について準用する。

4 第一項又は第二項の場合における次条の規定の適用については、第一項の許可又は第二

項の規定による届出に係る変更後の内容を第
八条第一項にての件の内容にてな。

(都市計画法の一部改正) 八条第一項本文の記述の内容とみなす

第二条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第七号中「開発区域内の土地が、地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水の

おそれが多い土地その他これらに類する土地であるときは「地盤の沈下、崖崩れ、出水その他のによる災害を防止するため、開発区域内の土地について」に、「擁壁の設置等」を「擁壁又は排水施設の設置その他」に改め、同号に後段として次のように加える。

この場合において、開発区域内の土地の全部又は一部が宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第二百九十一号）第三条第一項の宅地造成工事規制区域内の土地であるときは、当該土地における開発行為に関する工事の計画が、同法第九条の規定に適合していること。
第三十二条第一項第十二号及び第十三号中「がけ崩れ」を「崖崩れ」に改める。
（建築基準法の一部改正）

第三十三条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第八十八条第四項中「第八条第一項」を「第八条第一項本文若しくは第十二条第一項又は都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項若しくは第三十五条の二第一項本文」に改める。
（住宅金融公庫法の一項改正）

第四条 住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第八項中「第十五条第二項若しくは第二項、第十七条第一項若しくは第二項、第二十一条第二項若しくは第二十二条第一項若しくは

第二項に改める。

附則第七項中「住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第九十一号)の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金のうち」を削り、同項各号を次のように改める。

一 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第九十一号)の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金のうち次に掲げる貸付金

イ 第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付金(地震に対する構造耐力上の安全性が確保されていないため保安上危険な建築物(以下この号及び次項第二号において「危険建築物」という。)で緊急に除却又は建替えを行う必要があるものとして主務省令で定める基準に該当するものを自己又はその親族が所有し、かつ、当該危険建築物に自ら居住し又は居住していた者で主務省令で定めるものうち、自ら居住するため住宅を必要とする者に対する貸付金に限る。)

ロ 第十七条第一項の規定による貸付金(危険建築物で緊急に建替えを行う必要があるものとして主務省令で定める基準による貸付金(自ら居住するため住宅を必要とする者及び同条第一項第三号に定による貸付金(自ら居住するため住宅を必要とする者に対する貸付金に限る。))

口 第十七条第一項又は第十二項の規定による貸付金で同条第一項第一号に掲げる者に対する貸付金に限る。)

二 宅地造成等規制法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第一号)附則第一条成十九年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金のうち次に掲げる貸付金

イ 第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付金(地震に対する構造耐力上の安全性が確保されていないため保安

同項に次の各号を加える。

一 昭和六十三年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金(第八条第二項の表一の項区分の欄に規定する貸付金のうち、公庫法第十七条第一項第一号及び第三号に掲げるものに対する貸付金に限る。)を「次に掲げる貸付金」に改め、同項に次の各号を加える。

二 宅地造成等規制法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から平成十九年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金(第八条第二項の表一の項区分の欄に規定する貸付

金のうち、公庫法第十七条第一項第一号及び第三号に掲げる者に対する貸付金に限る。)

二 宅地造成等規制法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第一号)附則第一条成十九年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金(第八条第二項の表一の項区分の欄に規定する貸付

金のうち、公庫法第十七条第一項第一号に掲げる者で公庫法附則第七項第二号に規定する者に該当するものに対する貸付

十八年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金(第八条第二項の表一の項区分の欄に規定する貸付金のうち、

公庫法第十七条第一項第一号及び第三号に掲げる者に対する貸付金に限る。)を「次に掲げる貸付金」に改め、同項に次の各号を加える。

一 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第九十一号)の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金(第八条第二項の表一の項区分の欄に規定する貸付

金のうち、公庫法第十七条第一項第一号及び第三号に掲げる者に対する貸付金に限る。)

二 宅地造成等規制法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第一号)附則第一条成十九年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金(第八条第二項の表一の項区分の欄に規定する貸付

金のうち、公庫法第十七条第一項第一号に掲げる者で公庫法附則第七項第二号に規定する者に該当するものに対する貸付

金に限る。)

二 宅地造成等規制法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第一号)附則第一条成十九年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した第十七条第五項の規定による貸付金のうち、自ら居住する住宅の改良を行う者に対する貸付金に限る。)

三 宅地造成等規制法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第一号)附則第一条成十九年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した第十七条第五項の規定による貸付金のうち、自ら居住する住宅の改良を行う者に対する貸付金に限る。)

四 宅地造成等規制法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第一号)附則第一条成十九年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した第十七条第五項の規定による貸付金のうち、自ら居住する住宅の改良を行う者に対する貸付金に限る。)

五 宅地造成等規制法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第一号)附則第一条成十九年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した第十七条第五項の規定による貸付金のうち、自ら居住する住宅の改良を行う者に対する貸付金に限る。)

二 宅地造成等規制法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第一号)附則第一条成十九年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した第十七条第五項の規定による貸付金のうち、自ら居住する住宅の改良を行う者に対する貸付金に限る。)

(役員及び職員の地位)	五百円以下の罰金に処する。
第十条 研究所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。	第四章中第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とする。
(独立行政法人港湾空港技術研究所法の一部改正)	第十二条中「第十一条第一号」を「第十一条第一号」に改め、同条を第十三条とする。
第五条 独立行政法人港湾空港技術研究所法(平成十一年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。	第三章中第十一条を第十二条とし、第十条を第十二条とする。
目次中「第六条」を「第五条」に、「役員(第七条—第九条)」を「役員及び職員(第六条—第十二条)」に、「第十条・第十二条」を「第十二条・第十三条」に、「第十二条—第十四条」を「第十三条—第十五条」に、「第十五条」を「第十六条・第十七条」に改める。	第十二条中第十一条を第十二条とし、第十条を第十二条とする。
第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。	第十四条第一号中「第十一条」を「第十二条」とする。
第二章 役員及び職員	第五十条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。
第十五条第一号中「第十条」を「第十二条」とする。	第五十条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。
第二章中第七条を第六条とし、第八条を第七条とする。	第五十条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。
第十五条第一号中「第十条」を「第十二条」とする。	第五十条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。
第六条 独立行政法人電子航法研究所法(平成十一年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。	第五十条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。
第九条 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。	第五十条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。
(役員及び職員の秘密保持義務)	第五十条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。
第十条 研究所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。	第五十条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。
(独立行政法人電子航法研究所法の一部改正)	第五十条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。
第六条 独立行政法人電子航法研究所法(平成十一年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。	第五十条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。
第九条 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。	第五十条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。
(役員及び職員の地位)	第五十条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。
第十条 研究所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下	第五十条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

の罰金に処する。

第四章中第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とする。

第三章中第十一条を第十二条とする。

第十条第一号中「独立行政法人海技大学校」及び独立行政法人海員学校」を「及び独立行政法人海技教育機構」に改め、同条を第十一条とす

る。

第九条を第八条とし、第二章中同条の次に次の二条を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九条 航海訓練所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 航海訓練所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する

職員とみなす。

(独立行政法人海員学校法の一部改正)

第八条 独立行政法人海員学校法(平成十一年法律第二百十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人海技教育機構法

目次中「第六条」を「第五条」に、「役員(第七条—第九条)」を「役員及び職員(第六条—第十条)」に、「第十条・第十二条」を「第十二条・第十三条」とする。

第二項中「学校」を「機構」に改め、同条

十二条に、「第十二条・第十三条」を「第十三条・第十四条」に、「第十四条」を「第十五条・第十六条」に改める。

第一条及び第二条中「独立行政法人海員学校」を「独立行政法人海技教育機構」に改める。

第三条を次のように改める。

(機構の目的)

第三条 独立行政法人海技教育機構(以下「機構」という。)は、船員(船員であつた者及び船員となるうとする者を含む。以下同じ。)に対し船舶の運航に関する学術及び技能を教授すること等により、船員の養成及び資質の向上を図り、もつて安定的かつ安全な海上輸送の確保を図ることを目的とする。

第四条を削る。

第五条中「学校」を「機構」に改め、同条を第四条とする。

第六条第一項中「学校」を「機構」に改め、「附則第五条第二項」の下に「及び独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二百四号)」を加え、同条第二項及び第三項中「学校」を「機構」に改め、同条を第五条とする。

第十一条第一項及び第三項中「学校」を「機構」に改め、第三章中同条を第十二条とする。

第十一条中「学校」を「機構」に改め、同条を第十三条とする。

第十二条第一項及び第三項中「学校」を「機構」に改め、第三章中同条を第十二条とする。

第十三条中「学校」を「機構」に改め、同条を第十四条とする。

第十四条中「学校」を「機構」に改め、同条を第十五条とする。

第十五条中「学校」を「機構」に改め、同条を第十六条とする。

第十六条中「学校」を「機構」に改め、「附則第五条第二項」の下に「及び独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二百四号)」を加え、同条第二項及び第三項中「学校」を「機構」に改め、同条を第五条とする。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 役員及び職員

内」に改め、第二章中同条を第六条とする。

第八条第一項中「学校」を「機構」に改め、同条を第七条とする。

第十四条中「学校」を「機構」に改め、同条中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十六条とし、同条第一号の次に次の二条を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九条 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(独立行政法人航空大学校法の一部改正)

第九条 独立行政法人航空大学校法(平成十一年法律第二百十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第五条」に、「役員(第七条—第九条)」を「役員及び職員(第六条—第十条)」に、「第十条・第十二条」を「第十二条・第十三条」に、「第十三条」を「第十四条」に、「第十四条」を「第十五条・第十六条」に改める。

第十条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 船舶の運航に関する高度の学術及び技能に関する研究を行うこと。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条

第十条に次の二項を加える。

2 機構は、前項の業務のほか、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法

の規定による同条第一項の講習の実施に関する業務を行う。

第十条を第十二条とする。

			附 則
			(施行期日)
			第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第九条第二項及び第三項並びに第十五条の規定は、公布の日から施行する。
			第二章 役員及び職員
			第二章中第七条を第六条とし、第八条を第七条とする。
			第十四条第一号中「第十条」を「第十一条」に改め、同条第二号中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条を第十六条とし、第五章中同条の前に次の二条を加える。
			第十五条 第九条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
			第四章中第十三条を第十四条とする。
			第二章第一項中「第十条」を「第十二条」と改め、第三章中同条を第十三条とする。
			第十二条第一項中「第十二条」を「第十二条」とする。
			第十二条第一項中「第十二条」を「第十二条」とする。
			(役員及び職員の秘密保持義務)
			第九条 大学校の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
			(役員及び職員の地位)
			第十条 大学校の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
			第三条 前条の規定により独立行政法人大木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構及び独立行政法人航空大학교(以下「施行日後の土木研究所等」という。)の職員となつた者に対する国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第八十二条第二項の規定の適用については、当該施行日後の土木研究所等の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。
			第四条 附則第二条の規定により施行日後の土木研究所等の職員となる者に対しては、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。
			2 この法律の施行の際現に独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人海訓所、独立行政法人海上技術研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人航法研究所、独立行政法人海員学校及び独立行政法人海上技術研究所等の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員としての引継ぎの在職期間を同項に規定する職員としての引継ぎの在職期間とみなす。ただし、その者が当該施行日後の土木研究所等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。
			3 施行日の前日に独立行政法人大木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所、独立行政法人海技大学校、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海員学校及び独立行政法人航空大학교(以下「施行日前の土木研究所等」という。)の職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続いて施行日後の土木研究所等の職員となり、かつ、引き続き当該施行日後の土木研究所等の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の当該施行日後の土木研究所等の職員としての同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該施行日後の土木研究所等の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引継ぎの在職期間とみなす。ただし、その者が当該施行日後の土木研究所等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。
			4 施行日後の土木研究所等は、施行日の前日に施行日前の土木研究所等の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いて施行日後の土木研究所等の職員となつた者のうち施行日から雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間

に当該施行日後の土木研究所等を退職したものであつて、その退職した日まで当該施行日前の土木研究所等の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対する算定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

(国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置)

第五条 施行日前に施行日前の土木研究所等を退職した者に関する国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用について

は、独立行政法人土木研究所及び独立行政法人北海道開発土木研究所を退職した者にあつては

独立行政法人土木研究所の、独立行政法人建築研究所を退職した者にあつては

独立行政法人交通安全管理環境研究所を退職した者にあつては独立行政法人交通安全

環境研究所の、独立行政法人海上技術安全研究所を退職した者にあつては独立行政法人海上技

術安全研究所の、独立行政法人港湾空港技術研究所を退職した者にあつては独立行政法人港湾

空港技術研究所の、独立行政法人電子航法研究所を退職した者にあつては独立行政法人電子航

法研究所の、独立行政法人海技大学校及び独立行政法人海員学校を退職した者にあつては独立

行政法人海技教育機構の、独立行政法人航海訓

練所を退職した者にあつては独立行政法人航海

訓練所の、独立行政法人航空大学校を退職した

者にあつては独立行政法人航空大学校の理事長

は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各

府の長等とみなす。

(労働組合についての経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十

三年法律第二百五十七号)。次条において「特労法」という。第四条第二項に規定する労働組合

であつて、その構成員の過半数が附則第二条の

規定により施行日後の土木研究所等の職員とな

る者であるもの(以下この項において「旧労働組

合」という。)は、この法律の施行の際労働組合

法(昭和二十四年法律第二百七十四号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合における労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、施行日から起算して六十日を経過す

る日までに、労働組合法第二条及び第五条第二

項の規定に適合する旨の労働委員会の證明を受

け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合法の適用を受け

る労働組合となつたものについては、施行日か

ら起算して六十日を経過する日までは、同法第

二条ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(不当労働行為の申立て等についての経過措置)

第七条 施行日前に特労法第十八条の規定に基づき施行日前の土木研究所等がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している施行日前の土木研究所等とその職員に係る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する特労法第三章(第十二条及び第十六条の規定を除く。)及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 北海道開発土木研究所等の平成十七年四月一日に始まる事業年度に係る独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)。以下この条において「通則法」という。第三十八条の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等について、独立行政法人北海道開発土木研究所に係るものにあつては独立行政法人土木研究所が、独立行政法人海技大学校に係るものについては独立行政法人海技教育機構が、それぞれ行うものとする。

5 北海道開発土木研究所等の平成十七年四月一日に始まる事業年度における業務の実績については、独立行政法人北海道開発土木研究所に係るものにあつては独立行政法人土木研究所が、独立行政法人海技大学校に係るものにあつては独立行政法人海技教育機構が、それぞれ評価を受けるものとする。この場合において、通則法第三十二条第三項の規定による通知及び勧告は、それぞれ独立行政法人土木研究所又は独立行政法人海技教育機構に対してなされるものとする。

れる場合における施行日以後にした行為に対す
る罰則の適用については、なお従前の例によ
る。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から第十一条まで及び前二
条に定めるもののほか、この法律の施行に関し
必要な経過措置は、政令で定める。

第十六条 次に掲げる法律の規定中「第十三条第
二項」を「第十四条第三項」に改める。

一 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第
三十五号)第三条第一項第九号

二 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十
号)第四条第一項第七号

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十七条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年
法律第百二十八号)の一部を次のように改正す
る。

別表第三に次のように加える。

独立行政法人土木研究所	独立行政法人土木研究所法(平成十一年法律第二百五号)
独立行政法人建築研究所	独立行政法人建築研究所法(平成十一年法律第二百六号)
独立行政法人交通安全環境研究所	独立行政法人交通安全環境研究所法(平成十一年法律第二 百七号)
独立行政法人海上技術安全研究所	独立行政法人海上技術安全研究所法(平成十一年法律第二 百八号)
独立行政法人港湾空港技術研究所	独立行政法人港湾空港技術研究所法(平成十一年法律第二 百九号)
独立行政法人電子航法研究所	独立行政法人電子航法研究所法(平成十一年法律第二百十 号)
独立行政法人航海訓練所	独立行政法人航海訓練所法(平成十一年法律第二百十三号)
独立行政法人海技教育機構	独立行政法人海技教育機構法(平成十一年法律第二百十四 号)
独立行政法人航空大学校	独立行政法人航空大学校法(平成十一年法律第二百十五号)

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う船員
組合員に係る特例に関する経過措置)

審査報告書
独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正
する法律案

第十八条 国家公務員共済組合法第百十九条に規
定する船員組合員のうち独立行政法人航海訓練
所又は独立行政法人海技教育機構の職員である
者については、当分の間、船員保険法(昭和十
四年法律第七十三号)第十七条の規定にかかわ
らず、同条の規定による船員保険の被保険者で
ないものとみなして、労働者災害補償保険法
(昭和二十二年法律第五十号)、労働保険の保険
料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第
八十四号)及び雇用保険法の規定を適用する。

(自動車検査登録特別会計法の一部改正)

第十九条 自動車検査登録特別会計法(昭和三十
九年法律第四十八号)の一部を次のように改正
する。

第三条第一項中「第十五条第三項及び」を「第
十六条第三項及び」に改める。

(国際船舶及び国際港湾施設の保安の確保
等に関する法律の一部改正)

一、費用
本法律案は、独立行政法人国立環境研究所の
改革を推進する観点から、役職員が国家公務員
の身分を有する特定独立行政法人から非公務員
型の独立行政法人への移行を図るべく、所要の
措置を講じようとするものであり、おおむね妥
当な措置と認める。

要領書

参議院議長 扇 千景殿

環境委員長 福山 哲郎

平成十八年三月三十日

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

〔機構〕に改める。
第四十八条中「大学校」を「機構」に改める。

参議院議長 扇 千景殿

衆議院議長 河野 洋平

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十八年三月十六日

独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律案

独立行政法人国立環境研究所法(平成十一年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一条—第六条」を「第一条—第五条」に、「役員(第七条—第九条)」を「役員及び職員(第六条—第十条)」に、「第十条—第十二条」を「第十一条—第十五条」に、「第十二条・第十三条」を「第十三条・第十四条」に、「第十四条」を「第十五条・第十六条」に改める。

第六条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

「第二章 役員」を「第二章 役員及び職員」に改める。

第十一条「第一条—第六条」を「第一条—第五条」に、「役員(第七条—第九条)」を「役員及び職員(第六条—第十条)」に、「第十条—第十二条」に、「第十二条・第十三条」を「第十三条・第十四条」に、「第十四条」を「第十五条・第十六条」に改める。

第六条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

「第二章 役員」を「第二章 役員及び職員」に改める。

第十一条「第一条—第六条」を「第一条—第五条」に、「役員(第七条—第九条)」を「役員及び職員(第六条—第十条)」に、「第十条—第十二条」に、「第十二条・第十三条」を「第十三条・第十四条」に、「第十四条」を「第十五条・第十六条」に改める。

第六条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

「第二章 役員」を「第二章 役員及び職員」に改める。

第十一条「第一条—第六条」を「第一条—第五条」に、「役員(第七条—第九条)」を「役員及び職員(第六条—第十条)」に、「第十条—第十二条」に、「第十二条・第十三条」を「第十三条・第十四条」に、「第十四条」を「第十五条・第十六条」に改める。

第六条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第十一条「第一条—第六条」を「第一条—第五条」に、「役員(第七条—第九条)」を「役員及び職員(第六条—第十条)」に、「第十条—第十二条」に、「第十二条・第十三条」を「第十三条・第十四条」に、「第十四条」を「第十五条・第十六条」に改める。

第六条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第十一条「第一条—第六条」を「第一条—第五条」に、「役員(第七条—第九条)」を「役員及び職員(第六条—第十条)」に、「第十条—第十二条」に、「第十二条・第十三条」を「第十三条・第十四条」に、「第十四条」を「第十五条・第十六条」に改める。

第六条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第十一条「第一条—第六条」を「第一条—第五条」に、「役員(第七条—第九条)」を「役員及び職員(第六条—第十条)」に、「第十条—第十二条」に、「第十二条・第十三条」を「第十三条・第十四条」に、「第十四条」を「第十五条・第十六条」に改める。

第六条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第十一条「第一条—第六条」を「第一条—第五条」に、「役員(第七条—第九条)」を「役員及び職員(第六条—第十条)」に、「第十条—第十二条」に、「第十二条・第十三条」を「第十三条・第十四条」に、「第十四条」を「第十五条・第十六条」に改める。

十一条とする。

第二章中第七条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とし、同条の次に次の二条を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務)

「（役員及び職員の秘密保持義務）

（役員及び職員の秘密保持義務）

二年法律第二百二十号(第八十二条第二項)の規定の適用については、施行日後の研究所の職員を

同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したことのみなす。

（所を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む)）の支給を受けているときは、

基礎となる勤続期間の計算については、その者

の施行日後の研究所の職員としての在職期間を

同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が施行日後の研究

所を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む)）の支給を受けているときは、

（この限りでない。）

(労働組合についての経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十一年法律第二百五十七号)。次条において「特労法」という。第四条第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が附則第一条の規定により施行日後の研究所の職員となる者であるものは、この法律の施行の際労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)の適用を受けたる労働組合となるものとする。この場合において、当該労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、施行日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合法の適用を受けたる労働組合となつたものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、同法第二条ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規

定は、適用しない。

(不当労働行為の申立て等についての経過措置)

第七条 施行日前に特労法第十八条の規定に基づき施行日前の研究所がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

平成十八年三月三十日
参議院議長 扇 千景殿
法務委員長 弘友 和夫

審査報告書

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十八年三月三十日
参議院議長 扇 千景殿
法務委員長 弘友 和夫

審査報告書 犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案

犯人予防更生法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十八年三月三十日
参議院議長 扇 千景殿
法務委員長 弘友 和夫

四

四〇

四

官報(号外)

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律
犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第百四十
二号)の一部を改正する。

第十三条中「十二人」を「十四人」に改める。
この法律は、平成十八年四月一日から施行す
る。

附 則

この法律は、平成十八年三月三十日から施行す
る。

審査報告書

執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律
案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し
た。よって要領書を添えて報告する。

平成十八年三月三十日

法務委員長 弘友 和夫

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、保護観察に付された執行猶予者の現状にかんがみ、転居又は七日以上の旅行に係る許可、特別の遵守事項等に関する規定を整備しようとするものであり、妥当な措置と認め
る。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、両法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一、国民の安全と安心を守ることこそが、政治の最も基本的な役割であることを改めて確認し、財政措置を講ずること。

二、刑務所内における矯正教育を更に徹底させ、犯罪者更生プログラムを完成させるとともに、受刑者が出所後、再び犯罪を犯し、国民の安全と安心を妨げることのないよう、再犯防止のための施策を一層向上させること。

三、地方更生保護委員会における仮釈放に関する審理が、合理的で、かつ透明性が高く、犯罪被害者はもとより広く国民の理解を得られるよう、改善と改革を試みること。

四、保護観察を離脱して、所在不明になつた者に関するでは、改善更生の可能性が低く重大な再犯に及ぶ危険性が高いことが懸念されることに鑑み、所在不明者への抜本的な対応策を迅速に検討すること。

五、「更生保護のあり方を考える有識者会議」の最終報告を尊重しつつ、今の時代に適応した更生保護のあり方を検討し、更なる改善に努めるこ
と。

六、保護観察官の専門性を高める施策を講ずるとともに、その大幅増員も検討し、併せて、保護司制度の発展になお一層配慮すること。

右決議する。

執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成十八年三月十六日

参議院議長 扇 千景殿 衆議院議長 河野 洋平

执行猶予者保護観察法の一部を改正する法律

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

執行猶予者保護観察法(昭和二十九年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第五条中「すみやか」を「速やか」に、「左に掲げる事項」を「次に掲げる事項及び次項の規定により定められた特別の事項」に改め、同条第二号中「一箇月」を「七日」に、「に届け出る」を「の許可を受け

る」に改め、同条に次の二項を加える。

2 保護観察所の長は、刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しがあつたときは、法務省令で定めるところにより、その言渡しをした裁判所の意見を聴き、これに基づいて、その者が保護観察の期間中遵守すべき特別の事項を定めなければならない。

3 保護観察所の長は、前項の特別の事項を定めたときは、本人に対し、書面で、保護観察の期間中遵守すべき事項を指示し、署名又は押印をもつて、その事項を遵守する旨を誓約させなければならぬ。ただし、本人が重病又は重傷である場合には、この限りでない。

審査報告書

独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十八年三月三十日

文教科学委員長 中島 啓雄

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、独立行政法人に係る改革を推進

を第六条とする。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 役員及び職員

第二章中第八条を第七条とし、第九条から第十二条までを一条ずつ繰り上げる。

第十七条第一号中「第十四条」を「第十五条」に

改め、同条第二号中「第十五条第一項」を「第十

六条第一項」に改め、同条を第十九条とし、第

五章中同条の前に次の二条を加える。

第十八条 第十三条の規定に違反して秘密を漏

らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以

下の罰金に処する。

第四章 中第十六条を第十七条とする。

第三章中第十五条を第十六条とし、第十四条

を第十五条とする。

第十三条第一項中「第十二条」を「第十二条」に

改め、同条第二項中「第十二条及び第十三条」を

「第十条及び第十二条」に改め、同条を第十二条

とし、第二章中同条の前に次の二条を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十三条 機構の役員及び職員は、職務上知

ることのできた秘密を漏らしてはならない。そ

の職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十四条 機構の役員及び職員は、刑法(明治

四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用

については、法令により公務に従事する職員

とみなす。

(独立行政法人防災科学技術研究所法の一部改

正)

第八条 独立行政法人防災科学技術研究所法(平成十一年法律第百七十四号)の一部を次のように改正する。

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 役員及び職員(第七条—第十四条)

第三章 業務等(第十五条—第十六条)

第四章 罰則(第十八条—第十九条)

第五章 附則

を第十五条とする。

第十三条第一項中「第十二条」を「第十二条」に

改め、同条第二項中「第十二条及び第十三条」を

「第十条及び第十二条」に改め、同条を第十二条

とし、第二章中同条の次に次の二条を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十三条 研究所の役員及び職員は、職務上知

ることのできた秘密を漏らしてはならない。

その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十四条 研究所の役員及び職員は、刑法(明治

四十年法律第四十五号)その他の罰則の適

用については、法令により公務に従事する職

員とみなす。

を第五条とする。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 役員及び職員

第二章中第七条を第六条とし、第八条から第十二条までを一条ずつ繰り上げる。

第十七条第一号中「第十三条」を「第十四条」に

改め、同条第二号中「第十四条第一項」を「第十

五条第一項」に改め、同条を第十九条とし、第

五章中同条の前に次の二条を加える。

第十八条 第十二条の規定に違反して秘密を漏

らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以

下の罰金に処する。

第四章 中第十六条を第十七条とする。

第三章中第十五条を第十六条とし、第十三条

を第十四条とする。

第十二条第一項中「第十二条」を「第十二条」に

改め、同条第二項中「第十二条及び第十二条」を「第

九条及び第十条」に改め、同条を第十二条とし、第

二章中同条の前に次の二条を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十三条 研究所の役員及び職員は、職務上知

ることのできた秘密を漏らしてはならない。

その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十四条 機構の役員及び職員は、刑法(明治

四十年法律第四十五号)その他の罰則の適

用については、法令により公務に従事する職

員とみなす。

(独立行政法人国立美術館法の一部改正)

第十一条 独立行政法人国立美術館法(平成十一年法律第百七十七号)の一部を次のように改正す
る。

目次中「第六条」を「第五条」に、「役員(第七
条—第十条)」を「役員及び職員(第六条—第十
条)」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とする。

第六条を第五条とする。

第一条を削り、第五条を第二条とする。

第六条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同
項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一
項を加える。

条とし、第九条を第八条とする。

第十条第二項中「第十条第一項」を「第九条第一
項」に改め、同条を第九条とし、第二章中同
条の次に次の一条を加える。

(役員及び職員の地位)

第十条 国立美術館の役員及び職員は、刑法
(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の
適用については、法令により公務に従事する
職員とみなす。

第十一条 独立行政法人国立博物館の役員及び職
員は、政令で定める。

第六条を第五条とする。

第二章の章名を次のように改める。

第十一条 独立行政法人国立博物館法(平成十一
年法律第百七十八号)の一部を次のように改正
する。

(独立行政法人国立博物館法の一部改正)

第十一条 独立行政法人国立博物館法(平成十一
年法律第百七十八号)の一部を次のように改正
する。

第五章 罰則(第十六条・第十七条)

附則

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条
を第五条とする。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 略

第二章役員及び職員

法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事す

附
則

施行期日

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第十条第三項及び第四項並びに第十四条の規定は、公布の日から施行する。

(職員の引継ぎ等)

第一条 この法律の施行の際現に独立行政法人国

（以下「青年の家等」という。）の職員である者は、別に辞令を發せられない限り、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において、独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員となるものとする。

職員となつた者及び附則第十一条第二号の規定による廃止前の独立行政法人国立少年自然の家の法(平成十一年法律第百七十号。以下この項、次条第一項から第三項まで並びに附則第九条第十九項及び第十一条第一項において「旧少年自然の家法」という。)附則第二条の規定により独立行政法人国立少年自然の家の職員となつた者に

二条第二項の規定の適用については、当該施行後の研究所等の職員を同項に規定する特別職國家公務員等と、前条第二項の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同法第八十二条第二項に規定する特別職國家公務員等となるため退職したことのみなす。

独立行政法人国立少年自然の家の職員として在職する者（旧少年自然の家法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）が、附則第二条第一項の規定により引き続いて独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員となり、かつ、引き続き独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員として在職した後引き続いて退職手当法

2 この法律の施行の際現に独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立オリンピック記念青少年年総合センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、施行日において、

対する国家公務員法(昭和二十一年法律第二百二十一号)第八十二条第二項の規定の適用については、独立行政法人国立青年の家の職員又は独立行政法人国立少年自然の家の職員として在職したことと同項に規定する特別職国家公務員等として在職したことと、旧青年の家法附則第二条又は旧少年自然の家法附則第二条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したことのみなす。

第四条 独立行政法人国立青少年教育振興機構は、施行日の前日に独立行政法人国立青年の家の職員として在職する者(旧青年の家法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。)又は独立行政法人国立少年自然の家の職員として在職する者(旧少年自然の家法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。)で附則第二条第一項の規定により引き続い独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員となつたもののが退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法(昭和二十二年五月三十日法律第百四十九号)の規定による。

第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の独立行政法人国立青年の家の家又は独立行政法人国立少年自然の家の職員としての在職期間及び独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が独立行政法人国立青年の家の家若しくは独立行政法人国立少年自然の家又は独立行政法人国立青少年教育振興機構を退職したこ

別き焼きそれぞれの独立行政法人（独立行政法

殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、

ノ国立オランピック記念青少年総合センターは、あつては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員となるものとする。

独立行政法人國立青少年教育振興機構
独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人
国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物
館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行

八年法律第二百八十二号。以下この条及び次条において「退職手当法」という。)第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員となされる者を含む。)としての引き続いた在職期間を独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきも

とにより退職手当(これに相当する給付を含む)の支給を受けているときは、この限りでない。

3 この法律の施行の際現に旧青年の家法附則第三項第三項又は旧少年自然の家法附則第四条第三項に該当する者については、これらの規定は、なおその効力を有する。

4 附則第二条第二項の規定により施行日後の研究所等の職員となる者に対しては、退職手当法に基づく退職手当は、支給しない。

5 施行日後の研究所等は、前項の規定の適用を受けた当該施行日後の研究所等の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む)としての引き続いた在職期間を当該施行日後の研究所等の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

6 施行日の前日に独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館を退職した者にあつては独立行政法人国立教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館を退職した者にあつては独立行政法人国際青少年教育振興機構、独立行政法人国立国語研究所を退職した者にあつては独立行政法人国際労働組合法(昭和二十四年法律第二百七十四号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、旧労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

7 施行日後の研究所等は、施行日の前日に施行日前の研究所等の職員として在職し、附則第二条第二項の規定により引き続いて施行日後の研究所等の職員となつた者のうち施行日から雇用保険法(昭和四十九年法律第二百十六号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該施行日後の研究所等を退職したものであつて、その退職した日まで当該施行日前の研究所等の職員として在職したものとみなして退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

人文化財研究所(以下「施行日前の研究所等」という)の職員として在職する者が、附則第二条所等の職員となり、かつ、引き続き当該施行日後の研究所等におけるその者の退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該施行日後

の研究所等の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が当該施行日後の研究所等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む)の支給を受けているときは、この限りでない。

(退職手当法の適用に関する経過措置)

第五条 施行日前に施行日前の研究所等を退職した者に関する退職手当法第十二条の二及び第十条の三の規定の適用については、独立行政法人国立特殊教育総合研究所を退職した者については独立行政法人国立特殊教育総合研究所の、独立行政法人大学入試センターを退職した者にあつては独立行政法人大学入試センターの、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターを退職した者にあつては独立行政法人国際青少年教育振興機構の、独立行政法人国立女性教育会館の、独立行政法人国際労働組合法(昭和二十四年法律第二百七十四号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、旧労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

(労働組合についての経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に施行日前の研究所等に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号。次条において「特労法」という。)第四条第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が附則第二条第二項の規定により施行日後の研究所等の職員となる者であるもの(以下この項において「旧労働組合」という。)は、この法律の施行の際労働組合法(昭和二十四年法律第二百七十四号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、旧労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

第六条 この法律の施行の際現に施行日前の研究所等に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号。次条において「特労法」という。)第四条第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が附則第二条第二項の規定により施行日後の研究所等の職員となる者であるもの(以下この項において「旧労働組合」という。)は、この法律の施行の際労働組合法(昭和二十四年法律第二百七十四号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、旧労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、施行日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合法の適用を受ける労働組合となつたものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、同法第二条ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(不当労働行為の申立て等についての経過措置)

第七条 施行日前に特労法第十八条の規定に基づき施行日前の研究所等がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している施行日前の研究所等とその職員に係る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する特労法第三章(第十二条及び第十六条の規定を除く。)及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。

(国有する権利義務の承継)

第八条 この法律の施行の際、この法律による改正後の独立行政法人国立青少年教育振興機構法第十一条第一項に規定する業務に関し、現に国有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、この法律の施行の時において独立行政法人国立青少年教育振興機構が承継する。
(青年の家等の解散等)

第九条 青年の家等は、この法律の施行の時に置いて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において独立行政法人国立青少年教育振興機構が承継する。

2 この法律の施行の際現に青年の家等が有する

権利のうち、独立行政法人国立青少年教育振興機関がその業務を確実に実施するために必要な

資産以外の資産は、この法律の施行の時において国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲とは、政令で定める。

4 青年の家等の平成十七年四月一日に始まる事業年度に係る独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号。以下この条において「通則法」という。)第三十八条の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が行うものとする。

5 青年の家等の平成十七年四月一日に始まる事業年度における業務の実績については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が評価を受けるものとする。この場合において、独立行政法人国立青少年教育振興機構が評価を受けるものとする。

6 青年の家等の平成十七年四月一日に始まる事業年度における利益及び損失の処理については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が行うものとする。

7 青年の家等の平成十三年四月一日に始まる通則法第二十九条第一項第一号に規定する中期目標における解散の登記については、政令で定め

標の期間(以下この条において「中期目標の期間」という。)に係る通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表については、独立行政法人国立青少年教育振興機関が行うものとする。

8 青年の家等の平成十三年四月一日に始まる中期目標の期間における業務の実績については、独立行政法人国立青少年教育振興機関が評価を受けるものとする。この場合において、独立行政法人国立青少年教育振興機関が評価を受けるものとする。

9 青年の家等の平成十三年四月一日に始まる中期目標の期間における積立金の処分は、独立行政法人国立青少年教育振興機関が評価を受けるものとする。この場合において、旧青年の家法第十二条第一項及び旧少年自然の家の法第十二条第一項中「当該中期目標の期間の次回の」とあるのは「独立行政法人国立青少年教育振興機関の平成十八年四月一日に始まる」と、「次回の」とあるのは「独立行政法人国立青少年教育振興機関の平成十八年四月一日に始まる」とする。

10 第一項の規定により青年の家等が解散した場合における解散の登記については、政令で定め

(独立行政法人国立青少年教育振興機関への出資)

第十条 附則第八条の規定により独立行政法人国立青少年教育振興機関が国に有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの額に相当する金額は、政府から独立行政法人国立青少年教育振興機関に出資されたものとする。

2 前条第一項の規定により独立行政法人国立青少年教育振興機関が青年の家等の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、独立行政法人国立青少年教育振興機関が承継する資産の額(同条第九項の規定により読み替えられた旧青年の家法第十二条第一項又は旧少年自然の家の法第十二条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から独立行政法人国立青少年教育振興機関に出資されたものとする。

3 第一項に規定する財産の価額及び前項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(国有財産の無償使用)

第十一條 内閣総理大臣は、この法律の施行の際

現に独立行政法人国立青年の家の家に使用されている

国有財産であつて政令で定めるものを、政令

で定めるところにより、独立行政法人国立青少

年教育振興機構の用に供するため、独立行政法

人国立青少年教育振興機構に無償で使用させる

ことができる。

(独立行政法人国立青年の家の家及び独立行政法

人国立少年自然の家の廃止)

第十二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 独立行政法人国立青年の家の家

二 独立行政法人国立少年自然の家の家

(罰則に関する経過措置)

第十三条 施行日前にした行為及び附則第九条第

九項の規定によりなお従前の例によることとさ

れる場合における施行日以後にした行為に対す

る罰則の適用については、なお従前の例によ

る。 (政令への委任)

第十四条 附則第二条から第十一条まで及び前条

に定めるもののほか、この法律の施行に関し必

要な経過措置は、政令で定める。

(教育公務員特例法の一部改正)

第十五条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律

第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六条」を「第三十五条」に改め

る。

第三十七条 第二項中「つい触」を「抵触」に改

る。

め、同条を附則第一条とする。

第三十八条 第二項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第三号中「ろう学校」を「聾学校」に改め、同条を附則第二条とする。

第三十九条を附則第三条とする。

(教育公務員特例法第三十八条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦とともに在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律の一部改正)

第十六条 教育公務員特例法第三十八条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律(昭和三十年法律第八十

五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

教育公務員特例法附則第二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職とみなすことに関する法律

なすることに関する法律(昭和三十一年法律第八十

五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

教育公務員特例法附則第二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校

看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律

なすることに関する法律(昭和三十一年法律第八十

五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

教育公務員特例法附則第二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校

看護婦としての在職とみなすことに関する法律

なすことに関する法律(昭和三十一年法律第八十

五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人国立特殊教育総合研究所	独立行政法人国立特殊教育総合研究所法(平成十一年法律第一百六十五号)
独立行政法人国立大学入試センター	独立行政法人大学入試センター法(平成十一年法律第一百六十六号)
独立行政法人国立女性教育振興機構	独立行政法人国立女性教育振興機構法(平成十一年法律第一百六十七号)
独立行政法人国立科学博物館	独立行政法人国立科学博物館法(平成十一年法律第一百六十八号)
独立行政法人国立国語研究所	独立行政法人国立国語研究所法(平成十一年法律第一百六十九号)
独立行政法人防災科学技術研究所	独立行政法人防災科学技術研究所法(平成十一年法律第一百七十号)
独立行政法人放射線医学総合研究所	独立行政法人放射線医学総合研究所法(平成十一年法律第一百七十一号)
独立行政法人国立美術館	独立行政法人国立美術館法(平成十一年法律第一百七十七号)
独立行政法人国立博物館	独立行政法人国立博物館法(平成十一年法律第一百七十八号)
独立行政法人文化財研究所	独立行政法人文化財研究所法(平成十一年法律第一百七十九号)

官 報 (号 外)

(公立の大学等における外国人教員の任用等に関する特別措置法の一部改正)

用等に関する特別措置法(昭和五十七年法律第
八十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

に関する特別措置法

第一條中「大学等」を「大学」に改める。
第三条及び第四条を削る。

（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務

時間の特例に関する法律の一部改正)

び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律)

第六十五号)の一部を次のように改正する。

ンターを除く。)」を削る。

第二十一条 大学の教員等の任期に関する法律(平成二〇年六月三十日法律第百二十九号)

成九年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「及び独立行政法人メディア

教育開発センター」を「独立行政法人メディア・エデュケーション開発センター」及び独立行政法人大学入試センター

ンター」に改め、「並びに独立行政法人大学入試

セントラル（以下「大蔵文庫セントラル」といふ）を削り、同条第四号中「国家公務員としての教員

等若しくは」及び「国家公務員である教員等に

あつては当該教員等が就いていた職若しくは他の国家公務員の職(特別職に属する職及び非常勤の職を除く。)にを削り、「教員にあつては当該教員」を「教員」に改める。

第七条を削る。

第八条第一項を削り、同条第二項を同条とし、同条を第七条とする。

審査報告書

国補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成十八年三月三十日

厚生労働委員長 山下 英利

参議院議長 扇 千景殿

要領書

委員会の決定の理由

本法律案は、平成十八年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、児童手当国庫負担金及び児童扶養手当給付費負担金における国庫負担率等の見直し、基礎年金の国庫負担割合の引上げ等の措置を講じようとするものであり、おむね妥当な措置と認める。

費用

本法施行に伴い、平成十八年度一般会計予算

において、基礎年金国庫負担割合引上げに要する経費として二千二百億円が計上されている。なお、児童手当国庫負担金、児童扶養手当給付費負担金及び介護保険施設等に係る保険給付費における国庫負担率の見直し並びに国庫補助金等の廃止に伴い、平成十八年度において約五千十八億円の国庫補助金等の一般財源化が見込まれている。

国庫補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十八年三月二十三日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

国庫補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案

国庫補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案

(児童手当法の一部改正)

第一条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三条)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「十分の二に相当する額を国庫が負担し、その十分の〇・五に相当する額を」を「十分の一に相当する額を国庫、」に改め、

同条第二項中「六分の四に相当する額を国庫が負担し、その六分の一に相当する額を」を「三分の一に相当する額を国庫、「に改める。
第十九条中「十分の九」を「十分の八」に、「六分の四」を「三分の一」に改める。
第二十九条の見出しを「(報告等)」に改め、同条に次の二項を加える。

官報(号外)

附則第五十六条の表平成十八年度(附則第一
条第四号に掲げる規定の施行日の属する月以
後の期間に限る)から特定年度の前年度までの
各年度の項中「附則第十三条第五項」を「附則第
十三条第六項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施
行する。

(児童手当法等の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律による改正後の規定は、平成十
八年度以降の年度の予算に係る国、都道府県若
しくは市町村(特別区を含む。以下同じ。)の負
担(平成十七年度以前の年度における事務又は
事業の実施により平成十八年度以降の年度に支
出される国、都道府県又は市町村の負担を除
く。)又は交付金の交付について適用し、平成十
七年度以前の年度における事務又は事業の実施
により平成十八年度以降の年度に支出される
国、都道府県又は市町村の負担については、な
お従前の例による。

(児童手当の支給及び額の改定に関する経過措
置)

第三条 次の各号に掲げる者が、平成十八年九月
三十日までの間に第一条の規定による改正後の
児童手当法(以下「新児童手当法」という)附則
第七条第四項において準用する新児童手当法第
七条第一項(新児童手当法第十七条第一項にお

いて読み替えて適用する場合を含む。以下同
じ。)の規定による認定の請求をしたときは、そ
の者に対する新児童手当法附則第七条第一項の規
定による認定の請求をしたときは、その者に対
する新児童手当法附則第七条第一項の給付の額
の改定は、同条第四項において準用する新児童
手当法第九条第一項の規定にかかわらず、それ
ぞれ当該各号に定める月から始める。

一 この法律の施行の日(以下「施行日」とい
う。)において現に新児童手当法附則第七条第
一項の給付の支給要件に該当している者で

あつて、施行日において、その者が養育する
同項第一号イに規定する三歳以上小学校修了
前の児童(以下「三歳以上小学校修了前の児
童」という。)のすべてが、九歳に達する日以
後の最初の三月三十一日を経過し、十二歳に
達する日以後の最初の三月三十一日までの間
にある児童(以下「小学校第三学年修了後小學
校修了前の児童」という。)であるもの 施行
日の属する月

二 施行日から平成十八年九月三十日までの間
に小学校第三学年修了後小学校修了前の児童
を養育することとなるに至った者 施行日の
属する月

三 施行日から平成十八年九月三十日までの間
に新児童手当法附則第七条第一項の給付の支
給要件に該当するに至った者であつて、当該
支給要件に該当するに至った日において、そ
の者が養育する三歳以上小学校修了前の児童
のすべてが小学校第三学年修了後小学校修了
前の児童であるもの その者が同項の給付の
支給要件に該当するに至った日の属する月の
翌月

四 施行日から平成十八年九月三十日までの間
に新児童手当法附則第七条第一項の給付の支
給要件に該当するに至った者であつて、当該
支給要件に該当するに至った日において、そ
の者が養育する三歳以上小学校修了前の児童
のすべてが小学校第三学年修了後小学校修了
前の児童であるもの その者が同項の給付の
支給要件に該当するに至った日の属する月の
翌月

五 施行日から平成十八年九月三十日までの間
に新児童手当法附則第七条第一項の給付の支
給要件に該当するに至った者であつて、当該
支給要件に該当するに至った日において、そ
の者が養育する三歳以上小学校修了前の児童
のすべてが小学校第三学年修了後小学校修了
前の児童であるもの その者が同項の給付の
支給要件に該当するに至った日の属する月の
翌月

いて読み替えて適用する場合を含む。以下同
じ。)の規定による認定の請求をしたときは、そ
の者に対する新児童手当法附則第七条第一項の規
定による認定の請求をしたときは、その者に対
する新児童手当法附則第七条第一項の規定による國
の給付は、同条第四項において準用する新
児童手当法第八条第二項の規定にかかわらず、
それぞれ当該各号に定める月から始める。

日までの間に新児童手当法附則第七条第四項に
おいて準用する新児童手当法第九条第一項の規
定による認定の請求をしたときは、その者に対
する新児童手当法附則第七条第一項の給付の額
の改定は、同条第四項において準用する新児童
手当法第九条第一項の規定にかかわらず、それ
ぞれ当該各号に定める月から行う。

一 施行日において現に小学校第三学年修了後
小学校修了前の児童を養育していることによ
り新児童手当法附則第七条第一項の給付の額
が増額することとなるに至った者 施行日の
属する月

二 施行日から平成十八年九月三十日までの間
に小学校第三学年修了後小学校修了前の児童
を養育することとなるに至った者 当該小学校第三学年
修了後小学校修了前の児童を養育することと
なるに至った者 当該小学校第三学年修了後
小学校修了前の児童を養育することとなつたこと
となるに至つた者 施行日の属する月

三 施行日から平成十八年九月三十日までの間
に新児童手当法附則第七条第一項の給付の支
給要件に該当するに至つた者であつて、当該
支給要件に該当するに至つた日において、そ
の者が養育する三歳以上小学校修了前の児童
のすべてが小学校第三学年修了後小学校修了
前の児童であるもの その者が同項の給付の
支給要件に該当するに至つた日の属する月の
翌月

四 施行日から平成十八年九月三十日までの間
に新児童手当法附則第七条第一項の給付の支
給要件に該当するに至つた者であつて、当該
支給要件に該当するに至つた日において、そ
の者が養育する三歳以上小学校修了前の児童
のすべてが小学校第三学年修了後小学校修了
前の児童であるもの その者が同項の給付の
支給要件に該当するに至つた日の属する月の
翌月

五 施行日から平成十八年九月三十日までの間
に新児童手当法附則第七条第一項の給付の支
給要件に該当するに至つた者であつて、当該
支給要件に該当するに至つた日において、そ
の者が養育する三歳以上小学校修了前の児童
のすべてが小学校第三学年修了後小学校修了
前の児童であるもの その者が同項の給付の
支給要件に該当するに至つた日の属する月の
翌月

あるのは「附則第八条第一項」と読み替えるもの
とする。

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行前に行われた第二条の規
定による改正前の児童福祉法(以下「旧児童福
祉法」という。)第七十二条第一項の規定による國
の貸付けについては、同条第八項の規定は、こ
の法律の施行後も、なおその効力を有する。こ
の場合において、同項中「第一項」とあるのは
「国」の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童
手当法等の一部を改正する法律(平成十八年法
律第二号)第二条の規定による改正前の児
童福祉法(以下「旧児童福祉法」という。)第七十
二条第一項」と、「第五十二条」とあるのは「旧児
童福祉法第五十二条」とする。

第六条 第二条の規定による改正後の児童福祉法(以
下「新児童福祉法」という。)第七十二条第五項、
第六項及び第九項の規定は、国がこの法律の施
行前に貸し付けた旧児童福祉法第七十二条第一
項の貸付金についても、適用する。この場合に
おいて、新児童福祉法第七十二条第五項中「前
各項」とあるのは「国」の補助金等の整理及び合理
化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律
(平成十八年法律第二号。第九項において
「一部改正法」という。)第二条の規定による改正
前の児童福祉法(以下「旧児童福祉法」という。)
第七十二条第一項」と、「附則第七条第四項」とあるのは
「新児童手当法附則第七条第一項第一号イ」と、
同条第二項中「附則第七条第四項」とあるのは
「附則第八条第四項」と、「附則第七条第一項」と

六 施行日から平成十八年九月三十日までの間
に新児童手当法附則第七条第一項の給付の支
給要件に該当するに至つた者であつて、当該
支給要件に該当するに至つた日において、そ
の者が養育する三歳以上小学校修了前の児童
のすべてが小学校第三学年修了後小学校修了
前の児童であるもの その者が同項の給付の
支給要件に該当するに至つた日の属する月の
翌月

七 施行日から平成十八年九月三十日までの間
に新児童手当法附則第七条第一項の給付の支
給要件に該当するに至つた者であつて、当該
支給要件に該当するに至つた日において、そ
の者が養育する三歳以上小学校修了前の児童
のすべてが小学校第三学年修了後小学校修了
前の児童であるもの その者が同項の給付の
支給要件に該当するに至つた日の属する月の
翌月

二条第一項」と、同様第九項中「市町村又は長
期療養児童の療養環境の向上のために必要な事
業を行ふ者」とあるのは「又は市町村と、「第一
項から第四項まで」とあるのは「旧児童福祉法第
七十二条第一項」と、「前一項」とあるのは「一部
改正法附則第五条第一項の規定によりなおその
効力を有することとされた旧児童福祉法第七十
二条第八項」とする。

法第五十一条第二項中「前項」とあるのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第号)」第五項において「一部改正法」という。)第五十二条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「旧身体障害者福祉法」(以下「旧身体障害者福祉法」という。)第五十二条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「旧身体障害者福祉法第五十一条第一項」と、

る。

第四条の規定による改正後の生活保護法（下「新生活保護法」）といふ。附則第十項、第十一項、第十三項及び第十四項の規定は、国がこの法律の施行前に貸し付けた旧生活保護法附則九項の貸付金についても、適用する。この場において、新生活保護法附則第十項中「前項」あるのは「国の補助金等の整理及び合理化等

する国の貸付けについては、旧知的障害者福祉法附則第八項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同項中「附則第四項」とあるのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第号)」第五項の規定による改正前の知的障害者福祉法(以下「旧知的障害者福祉法」という。)附則第四項

服 (号 外)

官

とあるのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)第三条の規定による改正前の身体障害者福祉法(以下「旧身体障害者福祉法」という。)第五十一条第一項」と、「第三十七条の二」とあるのは「旧身体障害者福祉法第三十七条の二」とする。

第三条の規定による改正後の身体障害者福祉法(以下「新身体障害者福祉法」という。)第五十二条第一項、第三項及び第五項の規定は、国がこの法律の施行前に貸し付けた旧身体障害者福祉法第五十一条第一項の貸付金についても、適用する。この場合において、新身体障害者福祉

(生活保護法の一部改正に伴う経過措置)
第七条 この法律の施行前に行われた第四条の規定による改正前の生活保護法(以下「旧生活保護法」という。)附則第九項の規定による国との貸付について、は、旧生活保護法附則第十三項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同項中「附則第九項」とあるのは、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)第四条の規定による改正前の生活保護法(以下「旧生活保護法」という。)附則第九項」と、「第七十五条第一項」とあるのは「旧生活保護法第七十五条第一項」とす

県」とあるのは「市町村(指定都市等を除く)」項において同じ。)又は都道府県」と、「附則第九項」とあるのは「旧生活保護法附則第九項」と「前項」とあるのは「一部改正法附則第七条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧生活保護法附則第十三項」と、新生活保護法附則第十四項中「附則第九項」とあるの「旧生活保護法附則第九項」と、「都道府県とするのは「市町村又は都道府県」とする。

(知的障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置定による改正前の知的障害者福祉法(以下「旧第八条 この法律の施行前に行われた第五条の的障害者福祉法」という)附則第四項の規定

県」とあるのは「市町村(指定都市等を除く)」項において同じ。)又は都道府県」と、「附則第九項」とあるのは「旧生活保護法附則第九項」と「前項」とあるのは「一部改正法附則第七条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧生活保護法附則第十三項」と、新生活保護法附則第十四項中「附則第九項」とあるの「旧生活保護法附則第九項」と、「都道府県とするのは「市町村又は都道府県」とする。

(知的障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置定による改正前の知的障害者福祉法(以下「旧第八条 この法律の施行前に行われた第五条の的障害者福祉法」という)附則第四項の規定

附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧知的障害者福祉法附則第八項」とする。

(地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九条 この法律の施行前に作成された第七条の規定による改正前の地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(以下「旧介護施設整備法」という。)第六条第一項に規定する施設生活環境改善計画に掲載された同条第二項第二号に掲げる施設に係る施設を設置する者又は施設において地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第二条第一項に規定する介護給付等対象サービス等を提供している者については、旧介護施設整備法第九条第二項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同項中「施設生活環境改善計画」とあるのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第号)第七条の規定による改正前の地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第六条第一項に規定する施設生活環境改善計画」と、「第六条第二項第二号」とあるのは「同条第二項第二号」とする。

(介護保険法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 第八条の規定による改正後の介護保険法

第十三条第一項の規定は、施行日以後に同項第二号に掲げる特定施設に入居することにより当該特定施設の所在する場所に住所を変更したと認められる同項に規定する住所地特例対象被保険者であつて、当該特定施設に入居をしたと認められる同項に規定する住所を有していたと認められるものについて適用し、施行日前に当該特定施設に入居することにより当該特定施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

(地方自治法の一部改正)

第十三条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十一条第十四号中「児童相談所」を削り、「児童福祉施設」の下に「(地方公共団体の設置する保育所を除く。)」を加え、「(地方公共団体の設

第十三条第一項の規定は、施行日以後に同項第

二号に掲げる特定施設に入居することにより当該特定施設の所在する場所に住所を変更したことにより当該特定施設が所在する市町村以外の市町

村の区域内に住所を有していたと認められるも

と認められる同項に規定する住所地特例対象被保険者であつて、当該特定施設に入居をしたと認められる同項に規定する保育の実施をいう。)に要する経費を除く。」を削る。

(国民健康保険法の一部改正)

第十四条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)の一部を次のように改正する。

第一百六条の二第一項第六号中「第八条第十

九項に規定する介護専用型特定施設のうちその入居定員が三十人以上であるもの」を「第八条第

十一項に規定する特定施設」に改める。

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 前条の規定による改正後の国民健康保険法第百十六条の二第一項第六号の規定(入居

に係る部分に限る。)は、施行日以後に同号に掲げる特定施設に入居することにより当該特定

施設の所在する場所に住所を変更したと認められる国民健康保険の被保険者であつて、当該特

定施設に入居をした際、当該特定施設が所在す

る市町村以外の市町村の区域内に住所を有して

いたと認められるものについて適用し、施行日

前に当該特定施設に入居することにより当該

特定施設の所在する場所に住所を変更したと認

められる者については、なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法

律の一部改正)

第十六条 國家公務員共済組合法等の一部を改正

置する保育所における保育の実施(児童福祉法

(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条第

二項に規定する保育の実施をいう。)に要する経

費を除く。」を削る。

(国民健康保険法の一部改正)

第十四条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第

百九十二号)の一部を次のように改正する。

五百 平成十八年度から特定年度(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)附則第十三条第五項に規定する特定年

度をいう。)の前年度までの各年度」を削り、同

条に次の一項を加える。

5 平成十八年度から特定年度(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)附則第十三条第六項に規定する特定年

度をいう。)の前年度までの各年度における第

四号)附則第十三条第六項に規定する特定年

度をいう。)の前年度までの各年度における第

する法律(平成十六年法律第百三十号)の一部を改正する。

附則第八条第三項中「から特定年度(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)附則第十三条第五項に規定する特定年

度をいう。)の前年度までの各年度」を削り、同

条に次の一項を加える。

附則第一条第三項中「から特定年度(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)附則第十三條第五項に規定する特定年

度をいう。)の前年度までの各年度」を削り、同

の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)附則第十二条第六項に規定する特定年度をいう。)の前年度までの各年度における新共済法第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「二分の一に相当する金額」とあるのは、「三分の一に相当する金額に当該基礎年金拠出金の額の千分の二十五に相当する金額を加えて得た金額」とする。

(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十八条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十二号)の一
部を次のように改正する。

附則第八条第三項中「から特定年度(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第一百四号)附則第十三条第五項に規定する特定年度をいう。)の前年度までの各年度」を削り、同条に次の一項を加える。

5 平成十八年度から特定年度(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第一百四号)附則第十三条第五項に規定する特定年度をいう。)の前年度までの各年度における第一条の規定による改正後の法第百十三条第三項第二号の規定の適用については、同号中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「三分の一に千分の二十五を加えた率を乗じて得た額」とする。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十九条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第一百三十六条のうち国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第八条第三項の改正規定中「附則第八条第三項」を「附則第八条第五項」に改める。

(障害者自立支援法の一部改正)

第二十条 障害者自立支援法(平成十七年法律第一百二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二十六条中児童福祉法第五十二条の改正規定を削る。

附則第二十六条中児童福祉法第五十六条の二の改正規定を次のように改める。

第五十六条の二第一項第二号中「基づく」の下に「障害児施設給付費の支給」を加え、同条第三項中「知的障害児施設、肢体不自由児施設及び重

症心身障害児施設(第七十二条第一項において「知的障害児施設等」という。)」を「知的障害児施設等」に改める。

附則第三十五条のうち身体障害者福祉法第十七条の改正規定中「第十八条第一項」を「第十八条第一項」に、「及び第十八条」を「第十八
条」に改め、「を削り、同条第三号」を削る。

附則第三十五条のうち、身体障害者福祉法第

三十七条の二第一号の改正規定中「身体障害者福祉ホーム」を「のうち、その運営に要する費用等に関する法律の一部改正)

等の整備等に関する法律(平成十七年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第一百三十六条のうち国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第八条第三項の改正規定中「附則第八条第五項」を「附則第八条第六十条」に改め、同条第三号の改正規定により市町村が行う行政措置に要する費用を除く)、第三十五条号中「(第十八条第二項の規定により市町村が行う行政措置に要する費用を除く)、第三十五条第二号の二の費用を削る。

附則第四十三条を次のように改める。

第四十三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧法第五十一条第一項の規定による国との貸付けについては、同条第二項から第五項までの規定は、同日以後も、なおその効力を有する。この場合において、旧法附則第五項中「前項」とあるのは「障害者自立支援法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(以下「旧法」という。)附則第四項」と、旧法附則第六項から第八項までの規定中「附則第四項」とあるのは「旧法附則第四項」とする。

二項から第五項までの規定は、同日以後も、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「障害者自立支援法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(以下「旧法」という。)附則第四項」とあるのは「旧法附則第四項」とする。

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

参議院事務局職員定員規程(昭和三十三年三月三十一日議決)の一部を次のように改正する。

十五条第三号から第五号までを削る改正規定中「千二百八十四人」を「千二百七十五人」に改め

る。

附 則

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

附則第五十二条のうち知的障害者福祉法第二十五条第三号から第五号までを削る改正規定中「から第五号まで」を「及び第四号」に改める。

附則第五十二条のうち知的障害者福祉法第二

十六条の改正規定中「とし、同条第四号及び第五号を削る」を「とする」に改める。

附則第五十二条のうち知的障害者福祉法附則第四項から第十項までを削る改正規定中「から第十項まで」を「から第八項まで」に改める。

附則第六十条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧法附則第四項の規定によ

る国との貸付けについては、旧法附則第五項から第六十条 附則第一条第二号に掲げる規定の施

行の日前に行われた旧法附則第四項の規定によ

る国との貸付けについては、旧法附則第五項から第六十条 附則第一条第二号に掲げる規定の施

官 報 (号 外)

日程第一 通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) 投票者氏名

改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

二三五名

坂本由紀子君	山東 昭子君	櫻井 新君
椎名 一保君	陣内 孝雄君	清水嘉与子君
末松 信介君	鈴木 政二君	
佐井 久成君	周口 昌吉君	

吉田 博美君
山本 一太君

山本
順三君

平田雄一郎君
林 久美子君
平野 達男君
広中和歌子君

白
眞薰君

阿部	正俊君	治郎君	愛知	秋元	司君
浅野	勝人君	青木	正吾君	荒井	
有村	治子君	幹雄君	信也君	泉	
市川	一朗君	岩城	光英君	岩井	國臣君
岩城	光英君	魚住	汎英君	岩永	浩美君
市川	一朗君	尾辻	秀久君	小野	清子君
有村	治子君	太田	豊秋君	大仁田	厚君
後藤	治子君	岡田	廣君	岡田	直樹君
佐藤	義人君	加治屋	加治屋義人君	荻原	健司君
狩野	安君	狩野	安君	加納	時男君
柏村	武昭君	柏村	武昭君	片山虎之助君	景山俊太郎君
金田	勝年君	河合	常則君	川口	順子君
河合	常則君	岸	宏二君	木村	仁君
岸	宏二君	岸	信夫君	国井	
倉田	秀二君	倉田	寬之君	北川イッセイ君	
小泉	哲男君	小泉	正勝君		
小斎平敏文君	哲男君	小林	正勝君		
小泉	昭男君	小泉	顕雄君		
後藤	博子君	鴻池	溫君	祥肇君	泰三君
昭郎君	博子君				

関谷	勝嗣君	田浦	直君
田中	直紀君	田村	公平君
山村	耕太郎君	竹山	裕君
谷川	秀善君	常田	享詳君
中川	雅治君	中原	啓雄君
中島	中川	中島	伊達
西田	義雄君	中島	忠一君
二之湯	爽君	中村	武見
野上	智君	西島	敬三君
浩太郎君	芳正君	西島	鶴保
南野知恵子君	基之君	西銘順志郎君	庸介君
林	福島啓史郎君	西島	中川
保坂	藤野	英利君	義雄君
三蔵君	公孝君	橋本	真人君
舛添	岩夫君	聖子君	中島
要一君	松村	野村	中島
松村	龍二君	哲郎君	中島
溝手	水落	橋本	伊達
矢野	敏栄君	聖子君	忠一君
政司君	森元	西島	武見
哲朗君	恒雄君	西島	敬三君
顕正君	俊夫君	西島	鶴保
力君	山谷えり子君	西島	庸介君
英利君	正昭君	西島	中川
山下	山崎	西島	義雄君
山村	山崎	西島	真人君
溝手	山内	西島	中島
矢野	森元	西島	伊達
政司君	恒雄君	西島	忠一君
哲朗君	俊夫君	西島	武見
顕正君	山谷えり子君	西島	敬三君
力君	正昭君	西島	鶴保
英利君	山谷えり子君	西島	庸介君

家西	悟君	岩本	犬塚	直史君	那谷屋正義君	津田弥太郎君	高橋	千葉	那谷屋	直嶋
		司君	勝也君	源幸君	景子君	弘君	耕平君	昌吉君	喜納	藤堅太郎君
										元君
		郡司	彰君	泰介君	敦子君	佐藤	佐藤	芝	下田	田名部匡省君
						雄平君	平君	博一君	敦子君	那谷屋
						也君	君	君	君	正義君

池口	修次君	今泉	江田	五月君	昭君
大久保	勉君	岡崎トミ子君	北澤	俊美君	神本美恵子君
内藤	辻	高嶋	黒岩	宇洋君	小林
西岡	武夫君	鈴木	小林	正夫君	佐藤
		主濱	輿石	東君	櫻井
		了君	道夫君		充君
			島田智哉子君		
			博之君		
			マルティ君		
			ヅルネン		

藤本 祐司君
前川 清成君
松井 孝治君
松下 新平君
水岡 俊一君
森 ゆう一君
柳澤 光美君
山下八洲夫君
山本 孝史君
和田ひろ子君
渡辺 秀央君
魚住裕一郎君
加藤 修一君
草川 昭三君
澤 雄二君
高野 博師君
遠山 清彦君
浜田 昌良君
弘友 和夫君
松 あきら君
山本 香苗君
渡辺 孝男君
井上 哲士君

藤原	正司君	松岡	前田
	徹君		武志君
円	より子君		
		峰崎	
		直樹君	
		築瀬	
		進君	
		柳田	
		穩君	
		山根	
		隆治君	
		蓮	
		舫君	
若林			
		秀樹君	
		荒木	
		清寛君	
		浮島とも子君	
		風間	
		昶君	
		木庭健太郎君	
		白浜	
		一良君	
谷合	正明君		
西田	実仁君		
浜四津敏子君			
福本	潤一君		
山下	栄二君		
山本	保君		
市田	忠義君		
鰐淵	洋子君		

官 報 (号 外)

平成十八年三月三十一日 参議院会議録第十二号 投票者氏名

平成十八年三月三十一日

參議院會議錄第十二號 投票者氏名

六

官 報 (号 外)

反对者氏名

足立	朝日	信也君	浅尾慶一郎君
家西	俊弘君	伊藤	基隆君
悟君		池口	修次君
犬塚	直史君	今泉	昭君
岩本	司君	江田	五月君
小川	勝也君	小川	敏夫君
尾立	源幸君	大石	正光君
大塚	耕平君	大久保	勉君
大江	康弘君	岡崎トミ子君	
喜納	昌吉君	北澤	俊美君
加藤	敏幸君	神本美恵子君	
工藤堅太郎君			
郡司	彰君		
小林	元君		
喜芝	博一君		
下田	敦子君		
佐藤	泰介君		
佐藤	雄平君		
木暮賀津也君			
田名部匡省君			
高橋	千秋君		
那谷屋正義君			
直嶋	正行君		
津田弥太郎君			
千葉	景子君		
西岡	内藤		
白	眞勲君		
武夫君	正光君		
泰弘君			

一〇四名

林久美子君

健二君 日程第五 独立行政法人酒類総合研究所法の一部

改正する注

伤寒论

賛成者氏名	阿部 正俊君	愛知 治郎君
青木 幹雄君	秋元 司君	
浅野 勝人君	荒井 正吾君	
有村 治子君	泉 信也君	
市川 一朗君	岩井 國臣君	
岩城 光英君	岩永 浩美君	
魚住 汎英君	小野 清子君	
尾辻 秀久君	大仁田 厚君	
太田 豊秋君	岡田 直樹君	
岡田 広君	荻原 健司君	
狩野 安君	加納 時男君	
柏村 武昭君	景山俊太郎君	
河合 常則君	岸 信夫君	
金田 勝年君	川口 順子君	
北岡 秀二君	木村 仁君	
倉田 寛之君	片山虎之助君	
沓掛 哲男君	北川イッセイ君	
佐藤 昭男君	國井 正幸君	
小泉 小泉	正勝君	
小齊平敏文君	小池	
後藤 博子君	小泉 顯雄君	
坂本由紀子君	櫻井	
佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君	
清水嘉与子君	鴻池 祥肇君	
椎名 一保君	新君	

陣内 孝雄君

末松
信介君

平成十八年三月三十一日 参議院会議録第十二号 投票者氏名

官 報 (号 外)

平成十八年三月三十一日 参議院会議録第十二号

投票者氏名

官 報 (号 外)

日程第九 犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案 内閣提出、衆議院送付)

日程第一〇 執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

賛成者氏名
阿部 正俊君 青木 幹雄君 浅野 勝人君 有村 治子君 市川 一朗君 岩城 光英君 魚住 況英君 尾辺 秀久君 太田 豊秋君 岡田 広君 加治屋義人君 犬野 安君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 杉掛 哲男君 倉田 寛之君 小泉 昭男君 小斎平敏文君 佐藤 博子君 後藤 昭郎君 坂本由紀子君 櫻井 泰三君 新君 佐藤 泰三君 祥肇君 山本 順三君 山崎 正昭君 山谷えり子君 山崎 正昭君 山本 一太君 吉田 山本 博美君

二三六名

山東 昭子君 一保君 鈴木 政二君 田浦 直君 田中 直紀君 田村耕太郎君 竹中 平蔵君 谷川 秀善君 常田 享詳君 中川 雅治君 中島 啓雄君 中原 爽君 二之湯 智君 西田 吉宏君 川口 時男君 岩田 直樹君 荻原 健司君 片山虎之助君 景山俊太郎君 加納 仁君 大仁田 厚君 太田 豊秋君 岡田 広君 加治屋義人君 犬野 安君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 杉掛 哲男君 倉田 寛之君 小泉 昭男君 小斎平敏文君 佐藤 博子君 後藤 昭郎君 坂本由紀子君 櫻井 泰三君 祥肇君 山本 順三君 山崎 正昭君 山谷えり子君 山崎 正昭君 山本 一太君 吉田 山本 博美君

吉村剛太郎君 浅尾慶一郎君 伊藤 基隆君 朝日 俊弘君 陣内 孝雄君 脇 雅史君 足立 信也君 平田 健二君 一保君 鈴木 政二君 田浦 直君 田中 直紀君 田村耕太郎君 竹中 平蔵君 谷川 秀善君 常田 享詳君 中川 雅治君 中島 啓雄君 中原 爽君 二之湯 智君 西田 吉宏君 川口 時男君 岩田 直樹君 荻原 健司君 片山虎之助君 景山俊太郎君 加納 仁君 大仁田 厚君 太田 豊秋君 岡田 広君 加治屋義人君 犬野 安君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 杉掛 哲男君 倉田 寛之君 小泉 昭男君 小斎平敏文君 佐藤 博子君 後藤 昭郎君 坂本由紀子君 櫻井 泰三君 祥肇君 山本 順三君 山崎 正昭君 山谷えり子君 山崎 正昭君 山本 一太君 吉田 山本 博美君

若林 正俊君 平田 健二君 一保君 鈴木 政二君 田浦 直君 田中 直紀君 田村耕太郎君 竹中 平蔵君 谷川 秀善君 常田 享詳君 中川 雅治君 中島 啓雄君 中原 爽君 二之湯 智君 西田 吉宏君 川口 時男君 岩田 直樹君 荻原 健司君 片山虎之助君 景山俊太郎君 加納 仁君 大仁田 厚君 太田 豊秋君 岡田 広君 加治屋義人君 犬野 安君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 杉掛 哲男君 倉田 寛之君 小泉 昭男君 小斎平敏文君 佐藤 博子君 後藤 昭郎君 坂本由紀子君 櫻井 泰三君 祥肇君 山本 順三君 山崎 正昭君 山谷えり子君 山崎 正昭君 山本 一太君 吉田 山本 博美君

官 報 (号 外)

官 報 (号 外)

平成十八年三月三十一日

參議院會議錄第十二號 投票者氏名

官 報 (号 外)

第明治二十九年三月三十日
郵便物認可

平成十八年三月三十一日 参議院会議録第十二号

発行所
二東京一〇 独立番都五 行政四号港区一八 法人虎ノ四 國立門二五 印刷丁目
電話
03 (3587) 4294
定価
本体一部 三三〇〇円